

第2次札幌市子どもの貧困対策計画（案）

本書

皆さまからのご意見を募集します
～パブリックコメントの実施について～

募集
期間

令和5年12月18日（月）から
令和6年1月19日（金）まで【必着】

札幌市では、子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指して、「札幌市子どもの貧困対策計画」を策定のうえ、子どもの貧困対策に関する施策を推進してまいりました。

このたび、次期計画として「第2次札幌市子どもの貧困対策計画（案）」を作成しましたので、広く市民の皆さまにお知らせし、ご意見を募集いたします。

この「計画案(本書)」や別に配布しております「概要版」をご覧のうえ、最終ページの「意見募集用紙」、またはこれに準じた様式でご意見をお寄せください。

※ いただいたご意見につきましては個別の回答はいたしません。ご意見の概要とそれに対する市の考え方を併せて公表いたします。

概要をまとめたパンフレットもございます。
併せてご覧ください。

札幌市子ども未来局子ども育成部
子どものくらし・若者支援担当課

市政等資料番号
01-G01-23-2192

《ご意見募集要項》

1 募集期間

令和5年(2023年)12月18日(月)から令和6年(2024年)1月19日(金)まで【必着】

2 ご意見の提出にあたっての必要事項

- ご意見の内容
 - 本書または概要版（パンフレット）の該当するページや項目
 - お名前、ご住所、ご年齢（20代、30代などのように記載してください）
- ※ 最終ページの意見募集用紙のほか、どのようなものに記載いただいても結構です。
- ※ お名前・ご住所・ご年齢は、ご意見の集計以外の目的に使用することはありません。
個人情報保護法の規定に従い、適切に取り扱います。

3 提出方法

- (1) 郵送 : 5に記載の住所に郵送願います。
- (2) 持参 : 5に記載の場所に持参願います。受付時間は平日の8:45~17:15です。
- (3) FAX : 011-211-2943
- (4) メール : kodomo.kurashi@city.sapporo.jp
- (5) ホームページの意見募集フォーム

【https://www.city.sapporo.jp/kodomo/torikumi/taisaku/dai2jikeikakuan_iken.html】

4 計画（案）の配布場所

- ・札幌市 子ども未来局 子ども育成部 子どもの暮らし・若者支援担当課
（中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階）
- ・札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
- ・各区役所 市民部 総務企画課 広聴係
- ・各まちづくりセンター

※ 以下の札幌市ホームページからもご覧いただくことができます。

【<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/torikumi/taisaku/dai2jikeikakuan.html>】

5 ご意見の提出先・問い合わせ先

札幌市 子ども未来局 子ども育成部 子どもの暮らし・若者支援担当課

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話：011-211-2947 FAX：011-211-2943

メールアドレス：kodomo.kurashi@city.sapporo.jp

6 留意事項

- 電話や口頭でのご意見の受付や、ご意見に対する個別回答は行っておりません。
- ご意見の提出にあたっては、お名前・ご住所・ご年齢を記入してください。ご意見の概要を公表する際には、お名前やご住所は公開いたしません。

【目次】

第1章 計画の策定にあたって

| | | |
|-----|--------------|---|
| 1 | 計画策定の背景 | 1 |
| (1) | 国の動き | 1 |
| (2) | 北海道の動き | 3 |
| 2 | 計画策定の趣旨等 | 4 |
| (1) | 計画策定の趣旨 | 4 |
| (2) | 計画の位置づけ | 4 |
| (3) | 計画期間 | 5 |
| (4) | 計画とSDGsとの関係性 | 5 |
| (5) | 第1次計画の振り返り | 6 |

第2章 札幌市の子ども達の貧困等の現状と課題

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 1 | 子ども達の生活実態調査の概要 | 11 |
| 2 | 子ども達の生活実態調査の結果（抜粋） | 14 |
| (1) | 世帯の暮らし向き | 14 |
| (2) | 保護者の就業状況 | 19 |
| (3) | 子ども達の学習の状況 | 21 |
| (4) | 進学希望や資金 | 23 |
| (5) | 子ども達の居場所や体験・経験 | 25 |
| (6) | 保護者の社会的孤立の状況 | 27 |
| (7) | 特に配慮を要する世帯と若者 | 30 |
| 3 | 子どもと家庭の貧困・困難の状況と課題 | 31 |

第3章 札幌市の子ども達の貧困対策

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 基本目標 | 33 |
| 2 | 子ども達の貧困のとらえ方 | 33 |
| 3 | 計画の対象 | 33 |
| 4 | 施策の展開にあたっての共通の視点 | 33 |
| 5 | 施策の体系 | 35 |

第4章 具体的な施策の展開

| | | |
|-------|---|----|
| 基本施策1 | 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、 困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進 | 36 |
| 【施策①】 | 成長段階に応じた切れ目のない相談支援 | 36 |
| 【施策②】 | 配慮を要する子どもと家庭・若者への相談支援 | 40 |
| 【施策③】 | 地域や団体・関係機関との連携による支援と、広報の充実 | 43 |
| 基本施策2 | 子どもの学びと育ちを支える取組の推進 | 45 |
| 【施策①】 | 子どもの健やかな育ちと多様な学びの支援 | 45 |
| 【施策②】 | 学びを支える教育費の負担軽減・進学支援 | 50 |
| 【施策③】 | 健やかな成長を促す体験活動と 子どもの居場所づくりの推進 | 52 |
| 基本施策3 | 子育て家庭の生活を支える取組の推進 | 55 |
| 【施策①】 | 安心して出産・子育てをするための生活支援 | 55 |
| 【施策②】 | 保護者の就労の安定や自立に関する支援 | 59 |
| 【施策③】 | 子育て家庭を支える経済支援 | 61 |
| 基本施策4 | 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、 支える取組の推進 | 64 |
| 【施策①】 | 社会的養護を必要とする子どもへの支援 | 64 |
| 【施策②】 | ひとり親家庭への支援 | 66 |
| 【施策③】 | 困難を抱える若者への支援 | 69 |

第5章 計画の推進

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 1 | 計画の推進体制 | 72 |
| (1) | 庁内の推進体制 | 72 |
| (2) | 様々な主体との連携による計画の推進 | 72 |
| 2 | 成果指標の設定 | 72 |
| 3 | 計画の進行管理・評価 | 73 |
| (1) | 計画の進行管理 | 73 |
| (2) | 附属機関による評価の実施 | 73 |
| 4 | 計画の見直し | 73 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の動き

ア 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正

子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年（2013年）法律第64号。以下「法律」という。）の施行から5年が経過した令和元年（2019年）9月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年（2019年）法律第41号。以下「改正法」という。）が施行され、所要の見直しが行われました。

改正法の主なポイントは以下のとおりです。

- 目的の充実
 - ・ 子どもの将来だけではなく「現在」に向けた対策であること。
 - ・ 貧困の解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり推進すること。
- 基本理念の充実
 - ・ 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること。
 - ・ 各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること。
 - ・ 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること。

イ 新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

平成26年（2014年）8月、政府において、子どもの貧困対策に関する基本的な方針や子どもの貧困に関する指標、その改善に向けた施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策が総合的に進められてきました。

その後、令和元年（2019年）11月、改正法に基づく新たな「子供の貧困対策に関する大綱（以下「新大綱」という。）」が有識者会議の提言なども踏まえ閣議決定されました。

新大綱の主なポイントは以下のとおりです。

- 目的
 - ・ 現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す。
 - ・ 子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に講じる。
- 基本的方針
 - ・ 妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
 - ・ 支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進する。
 - ・ 地方公共団体による取組の充実を図る。

ウ 「こども基本法」の施行と「こども家庭庁」の設置

従来、国の関係省庁や地方自治体では、様々な法律に基づいて子どもに関する取組が進められてきました。

令和4年（2022年）6月、これらの取組を講ずるにあたっての基本理念や基本となる事項を明らかにし、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力的に実施していくための共通の基盤、包括的な基本法として「こども基本法」（令和4年（2022年）法律第77号）が制定され、令和5年（2023年）4月から施行されました。

併せて、国における子ども政策を推進する体制の強化を図るため、同月、こども家庭庁が設置されています。

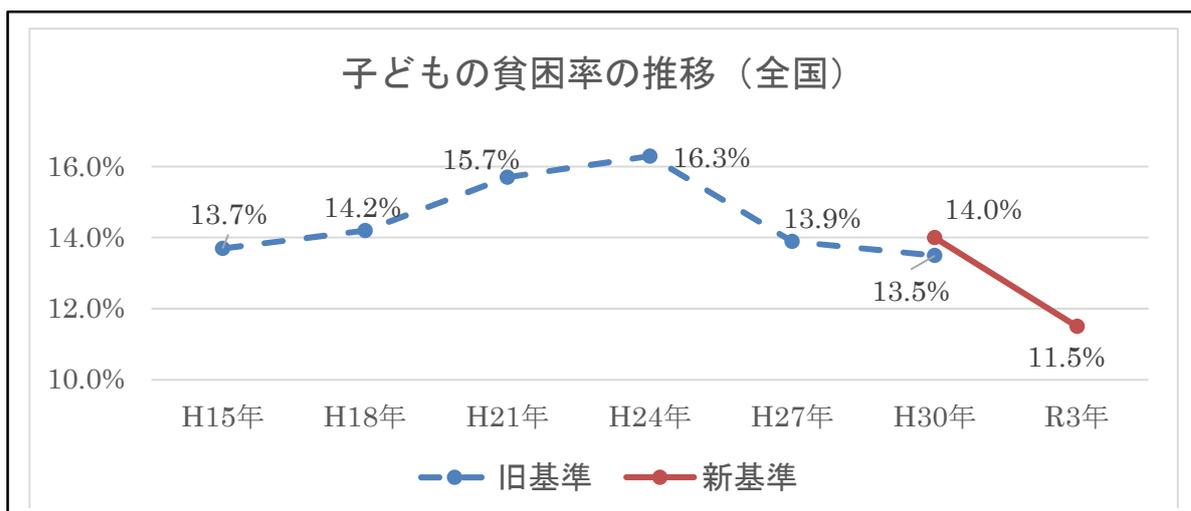
<こども基本法の基本理念>

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

エ 子どもの貧困率

厚生労働省が実施している「国民生活基礎調査」の結果により算出される子どもの貧困率は、17歳以下子ども全体に占める、等価可処分所得¹が貧困線²に満たない子どもの割合とされています。

令和4年（2022年）国民生活基礎調査に基づき発表された、令和3年（2021年）の全国の子どもの貧困率は11.5%となっており、およそ8～9人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす「相対的貧困」の状態にあるとされています。



【資料】厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」

※ H30年から実施されている「新基準」は、2015年に改訂されたOECDの所得定義の新たな基準。従来の可処分所得からさらに「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」「仕送り額」を差し引いて算出。

(2) 北海道の動き

北海道では、全ての子どもが将来に夢や希望を持って成長できる社会の実現を目指し、平成27年（2015年）12月に「北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定、また、令和2年（2020年）3月には、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を計画期間とした「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定しています。

この計画では、教育・福祉・労働等の各部局が密接な連携を図った上で、相談支援、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進することとしています。

¹等価可処分所得 世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した金額

²貧困線 国民生活基礎調査のデータを用いて、等価可処分所得を順に並べて中央値を算出したものの半分の金額

2 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

札幌市では、平成 30 年（2018 年）3月に、それまで実施してきた子どもの貧困対策に資する各種の取組を体系的に整理のうえ拡充し、計画的に対策を進めることを目的とした、「札幌市子どもの貧困対策計画」（計画期間：平成 30 年度（2018 年度）～令和 4 年度（2022 年度）。以下「第 1 次計画」という。）を策定しました。

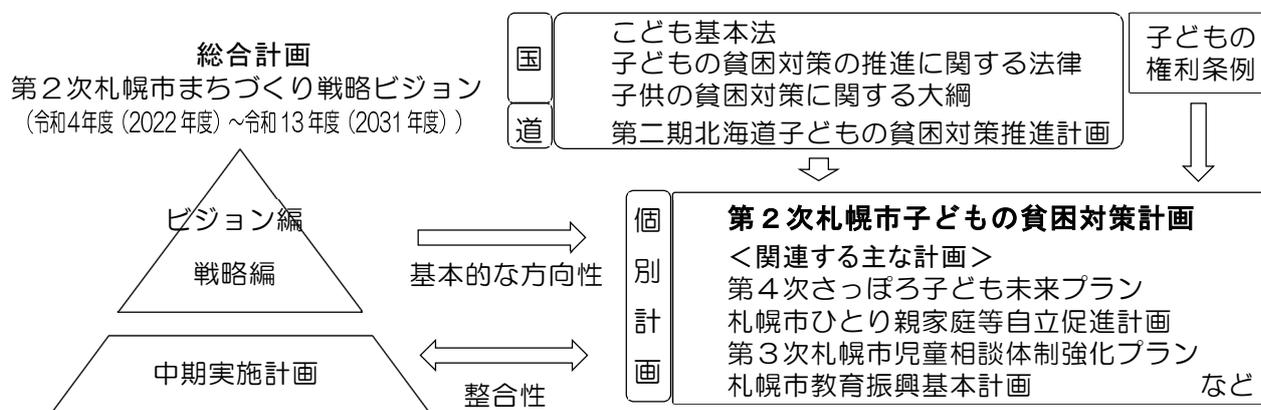
第 1 次計画は令和 4 年度（2022 年度）に終了しましたが、近年、困難を抱える子どもや家庭を取り巻く社会経済情勢は厳しさを増しており、また、困難を抱える家庭の孤立傾向や、問題の複雑化・長期化などの課題も顕在化しています。

今後、国の動向なども踏まえてこれらの課題に対応し、令和 5 年度（2023 年度）以降も引き続き札幌市の子どもの貧困対策を総合的・計画的に進めていくため、「第 2 次札幌市子どもの貧困対策計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、改正法や「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」などを踏まえつつ、札幌市のまちづくりの基本指針である「第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向性に沿った個別計画の一つとして策定します。

計画の策定にあたっては、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」¹を踏まえるとともに、「第 4 次さっぽろ子ども未来プラン」など関連する個別計画とも考え方や方向性の整合を図っていきます。



¹子どもの権利条例 子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進めることを目的として平成 21 年（2009 年）4月に施行した条例。子どもにとって大切な権利として、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」を定めている。

(3) 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間を計画期間とします。

(4) 計画とSDGsとの関係性

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、「持続可能な解決のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダ（行動計画）は、国際社会の普遍的な目標として採択され、その中に令和12年（2030年）までの「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」として、17の目標が設定されています。

札幌市は、平成30年（2018年）にSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する「SDGs未来都市101」に選定されています。

この計画では、以下のSDGsの目標における視点や趣旨を反映することといたします。



(5) 第1次計画の振り返り

第1次計画では、次の5つの基本施策に沿って取組を進めてきました。主な取組、成果指標の達成状況と評価は以下のとおりです。

基本施策1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

【子どもコーディネーターの新規配置】

子どもコーディネーターを新たに配置し、児童会館や子ども食堂等の子どもの居場所を巡回する方法により、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し支援につなげる取組を開始しました（令和3年度（2021年度）より市内全域に拡大）。

【ヤングケアラー支援事業の推進】

令和5年1月「ヤングケアラー支援ガイドライン」を策定し、ヤングケアラーの早期発見や、関係機関の連携促進に取り組みました。併せて、当事者が参加する交流サロンの開設や、多職種の支援関係者を対象とした研修の実施などにより、ヤングケアラーに対する支援を推進しました。

【スクールカウンセラーの配置拡充】

スクールカウンセラーの小学校1校あたりの年間配置時間数を拡充しました。新型コロナウイルス感染症にかかる対応として、教職員と連携して児童生徒の心のケアに取り組んだほか、相談しやすい環境づくりを進めました。

【必要な支援策を届ける広報等の充実】

受け手の目線に立った広報を重視し、新たにLINE公式アカウントによるひとり親家庭向け支援制度等の情報発信を開始したほか、子育て情報サイトにおけるAIチャットボットの導入などにより情報提供の充実に取り組みました。

【成果指標の達成状況と評価】

| 指標 | 当初値 | 実績 | 目標値 |
|---|--------|---------------|-------|
| | 平成28年度 | 令和4年度 | |
| 区役所の相談窓口子育てや生活について相談する方法を知らなかった世帯の割合 | 6.0% | 3.5% 令和3年度 | 0% |
| 妊娠・出産や子育てについて相談相手や情報収集手段があり、相談等により不安や負担が軽減されている人の割合 | 57.3% | 75.3% | 65.0% |

- 成果指標はどちらも改善しており、各種の相談支援の充実や、ICTも活用した情報提供の強化の取組に、一定の効果があったと考えられます。
- ただし、困難を抱える子ども・世帯は、周囲から見えにくい、困難を抱えている自覚がない、相談することに抵抗を感じているといった場合もあり、支援が長期化することもあります。
- このため、今後も、見えにくい困難の発見、複雑・長期化する困難への支援の充実を図るとともに、受け手の目線に立った広報・啓発にも、継続的に取り組んでいく必要があります。

【子ども医療費助成の拡充】

子ども医療費助成を段階的に拡充し、通院・入院にかかる医療費自己負担分の助成を小学1年生から小学6年生まで拡大しました（中学生は入院のみ）。

【第2子以降の保育料無償化】

令和2年（2020年）4月から、年収約640万円未満の世帯について、上の子の年齢や施設利用有無に関わらず、世帯の3歳未満児の第2子以降の保育料を無償としました。

【札幌市奨学金の拡充】

令和2年度（2020年度）から、返済の義務がない給付型の奨学金の採用人数を1,500人に拡充し、高等学校・大学等の生徒・学生の修学を支援しました。

【子どもの居場所づくり活動の支援】

子ども食堂等に対する補助事業を開始し、子ども食堂の開設や機能拡充、子どもの見守り活動を支援しました。

【成果指標の達成状況と評価】

| 指標 | 当初値 平成28年度 | 実績 令和4年度 | 目標値 |
|------------------------------------|---------------|-------------|-------|
| 子どもを生き育てやすい環境だと思う人の割合 | 56.1% | 36.8% | 80.0% |
| 子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合 | 56.9% | 48.9% | 70.0% |

- 成果指標「子どもを生き育てやすい環境だと思う人の割合」は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限、休園、休校への対応等による負担増があった中、物価高騰によって子育て世帯をとりまく環境が一層厳しさを増したことから、数値に影響を与えたものと考えられます。
- 成果指標「子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合」も、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、関係事業の中止やオンライン化などにより、自然・社会・文化と直接ふれあい体験する機会が大きく減少したため、低下したものと考えられます。
- 計画期間を通じて、子どもの医療費助成や保育料の無償化などの経済面からの支援や、子どもの居場所づくり活動の推進などに取り組んできたものの、外的要因に影響された側面も大きく、なお一層の取組が必要とされています。
- 全ての子どもと家庭が安心して毎日を過ごすために、子育て家庭に対しては生活面・経済面からの支援、子どもの健やかな成長のためには多様な学びと育ちを支える支援が必要であり、引き続きこれらの充実・強化に取り組んでいきます。

【困難を有する若者の学習・相談支援の実施】

若者支援施設において、高校中退者等を対象とした学習相談・学習支援を新たに実施したほか、困難を抱える若者の状況に応じた相談支援、対人トレーニング、就労体験等の自立支援プログラムを着実に実施しました。

【困難を抱える若年女性への支援の推進】

令和3年8月から、様々な悩みや困難を抱えた10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象として、公的機関と民間団体が連携し、アウトリーチ支援、居場所の確保、公的機関等への「つなぎ」を含めた支援を行う相談事業を開始しました。

【ひきこもり対策の推進】

ひきこもり地域支援センターにおける相談支援を実施したほか、ひきこもり状態にある本人や家族等の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」で当事者の会・家族の会を開催し、開催回数を段階的に拡充しました。

【成果指標の達成状況と評価】

| 指標 | 当初値 | 実績 | 目標値 |
|---|--------|-------|-------|
| | 平成28年度 | 令和4年度 | |
| 困難を抱える若者が自立に向けて支援機関を利用し職業訓練への参加や進路決定をした割合 | 43.9% | 69.7% | 60.0% |

- 進路決定の把握方法を見直したことに加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により支援機関の利用者が伸び悩む中、職業訓練の参加決定や求人が堅調だったことにより、数値は改善しました。
- 指標の達成に関して外的要因の影響を受けた側面はあるものの、総じて若者支援施設を中心とした、困難を抱える若者の相談・自立支援の取組は堅調に実施できており、一定の成果を上げることができたと考えられます。
- 引き続き、困難を有する若者への支援や、ひきこもり当事者とその家族に対する支援に取り組んでいくとともに、近年の新たな課題である、困難を抱える若年女性やヤングケアラーへの支援にも、今後、集中的に取り組んでいく必要があります。

【子育てをしている女性の就労支援】

子育て中の女性を主な対象として、就労と保育の一体的相談を行う「ここシェルジュ SAPPORO」を平成30年（2018年）10月に開設しました。令和3年度（2021年度）からは在宅ワークの専門窓口を設置するなど、相談機能を強化しました。

【各種手当支給・貸付等の実施】

児童手当、児童扶養手当などの各種手当の支給、貸付事業、住宅確保配慮者向け賃貸住宅の確保や相談支援などを着実に実施しました。

【成果指標の達成状況と評価】

| 指標 | 当初値 | 実績 | 目標値 |
|-------------------------------------|--------|----------------|-------|
| | 平成28年度 | 令和4年度 | |
| 子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合 | 62.6% | 50.4% 令和3年度 | 50.0% |
| ひとり親家庭の親（母子家庭）の就業者に占める正規の職員の割合※ | 35.8% | 44.3% 令和3年度 | 45.0% |

※ 就業者に占める割合であり、未就労者を除く

- 成果指標はどちらも改善している一方、令和4年度以降、物価上昇等により社会経済情勢の厳しさが増していることには留意が必要です。
- 特に、就労に困難を抱えている保護者や生活基盤が弱い家庭に対しては、暮らし向きの安定に向けて、個々の状況に応じた就労支援や経済的な支援を行っていく必要があります。

【児童相談体制の充実・強化】

令和3年（2021年）3月に第3次児童相談体制強化プランを策定し、児童相談所の児童福祉司を段階的に増員したほか、児童相談所に常勤の弁護士を配置し、児童相談体制の充実・強化に取り組みました。

【社会的養護のもとにある子どもの自立の支援】

児童養護施設等の措置を解除された方に対して、個々の状況に応じて継続して支援を行いました。自立支援計画を策定するとともに、居住費支援や生活・就労相談支援、一定期間一人暮らしを体験するための自立後生活体験支援などを実施しました。

【ひとり親家庭への支援】

ひとり親家庭の親が就職に有利な資格取得にかかる養成機関に通った場合に支給する、高等職業訓練促進給付金の対象要件の緩和と対象資格の拡大を行ったほか、令和3年度（2021年度）から、養育費確保のための公正証書等の作成や養育費の保証契約に対する補助事業を開始しました。

【生活困窮世帯の子どもの学習支援の実施】

学習に不安を抱える生活困窮世帯の子どもの支援するため、学習習慣の定着を図るとともに、安心して過ごすことのできる居場所の提供を行う事業を実施しました。

【成果指標の達成状況と評価】

| 指標 | 当初値 平成28年度 | 実績 令和4年度 | 目標値 |
|----------------------------|-----------------------|----------------------|---------------|
| 市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合 | 62.6% | 80.0% | 70.0% |
| 今後の生活に不安があるひとり親家庭(母子家庭)の割合 | 88.0% 平成29年度 | 89.2% | 80.0% |
| 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 | 97.5% 平成29年 3月卒 | 95.0% 令和5年 3月卒 | 一般世帯の 進学率※ |

※ 令和3年度の札幌市における一般世帯の進学率は99.3%

- 成果指標「市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合」は目標値を達成しました。

成果指標「今後の生活に不安があるひとり親家庭(母子家庭)の割合」は、ほぼ横ばいの状況であり、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や物価高騰などにより、生活の不安が改善しなかったものと思われます。

成果指標「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」も、生活保護世帯の子どもに対する学習支援などに取り組んできたものの、なお一般世帯の進学率までには至りませんでした。

- この基本施策で対象としている子ども・世帯は、より厳しい環境にある場合が多く、今後も、それぞれの状況に丁寧に寄り添いながら、生活面・経済面の支援、自立に向けた支援を、きめ細かく行っていく必要があります。

第2章 札幌市の子どもの貧困等の現状と課題

1 子どもの生活実態調査の概要

第2次札幌市子どもの貧困対策計画を策定するにあたり、①市民アンケート、②支援者ヒアリング、③座談会の3つの方法により、子どもの生活に関する実態調査を実施しました。

(1) 市民アンケート

ア 目的

子どものライフステージに分けて子どもやその世帯の家庭生活・教育・就労等に関するデータを収集し、札幌市における子どもの現状を詳細に把握することを目的に実施しました。

イ 実施対象

- ・ 2歳、5歳、小学2年生の保護者
- ・ 小学5年生、中学2年生、高校2年生の保護者及び子ども

<調査対象年齢の考え方>

各成長段階を6区分〔乳児、幼児、小学生（低・高学年）、中学生、高校生〕に分け、概ね3歳ごとの6区分のうち各中間の年齢（学年）を各区分の代表年齢としました。

ウ 実施方法

- ・ 無記名によるアンケート方式
- ・ 2歳は、郵送（回答のみWEB可）
- ・ 5歳、小2、小5、中2、高2は、幼稚園や保育園、学校を通じて調査票を配布・回収する機関配布

エ 実施時期

令和3年10月20日から令和3年11月19日まで

オ 主な調査項目

・ 保護者

暮らし向き、就業状況、健康状況、子育ての状況、制度の利用や意見、新型コロナウイルス感染症の影響等

・ 子ども

生活、食事・健康・暮らしの状況、学校・勉強、自身のこと、新型コロナウイルス感染症の影響等

カ 配布数・回収数

| 調査対象 | 配布・回収方法 | | 配布対象者 | | 回収数／回収率 | | | |
|------|------------------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | | | 保護者 | 子ども | 保護者 | | 子ども | |
| 2歳 | 郵送・WEB | | 2,500 | — | 1,398 | 55.9% | — | — |
| 5歳 | 機 関 配 布 | 保育所・幼稚園 | 1,553 | — | 1,131 | 72.8% | — | — |
| 小2 | | 学 校 | 1,473 | — | 1,249 | 84.8% | — | — |
| 小5 | | | 1,500 | 1,500 | 1,263 | 84.2% | 1,262 | 84.1% |
| 中2 | | | 1,476 | 1,476 | 1,133 | 76.8% | 1,132 | 76.7% |
| 高2 | | | 1,449 | 1,449 | 1,108 | 76.5% | 1,119 | 77.2% |
| 合計 | | | 9,951 | 4,425 | 7,282 | 73.2% | 3,513 | 79.4% |

| | | | | | | |
|-------------|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 合計（保護者＋子ども） | 配布数 | 14,376 | 回収数 | 10,795 | 回収率 | 75.1% |
|-------------|-----|--------|-----|--------|-----|-------|

<調査結果における表示方法等>

14 ページから掲載している実態調査の結果のうち、市民アンケート調査の結果の表示方法等は以下のとおりです。

1 所得階層区分について

この調査独自の区分として、令和元年（2019年）の国民生活基礎調査における貧困率の推計に用いられる「貧困線」を基準線として用い、その倍率に準じて5つの所得階層区分を設定しました。

| 所得階層区分の名称 | 所得が貧困線の何倍であるか |
|-----------|---------------|
| 低所得層Ⅰ | 1.0倍未満 |
| 低所得層Ⅱ | 1.0倍以上 1.4倍未満 |
| 中間所得層Ⅰ | 1.4倍以上 1.8倍未満 |
| 中間所得層Ⅱ | 1.8倍以上 2.5倍未満 |
| 上位所得層 | 2.5倍以上 |

なお、国における子どもの貧困率等の基となる国民生活基礎調査では、税や社会保険料などの詳細な調査により可処分所得を把握しているところ、このアンケート調査では、年間収入から可処分所得を推計しており、調査・集計方法が異なるため単純な比較はできません。

2 世帯類型について

「家族に含まれる人の組み合わせのうち最も近いものはどれか」という問いに対して「父＋母＋子」と「父＋母＋子＋祖父母」（祖父のみ、祖母のみの場合を含む。以下同様）を「ふたり親世帯」と、「母＋子」、「母＋子＋祖父母」、「父＋子」、「父＋子＋祖父母」を「ひとり親世帯」としています。

3 その他

- ・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で表示しています。
- ・集計は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答の設問は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- ・図表及び本文で、選択肢の語句等を一部簡略化している場合があります。

(2) 支援者ヒアリング

ア 目的

多くの子どもや家庭に携わり支援を行っている施設、行政機関、団体等支援者からのヒアリングにより、数字では表れにくい子どもや家庭の状況を把握するほか、必要な支援等を検討する資料とすることを目的に実施しました。

イ 実施対象

子どもの成長・発達の段階において関わりが深い支援機関・団体等（児童福祉施設、学校関係者、福祉関連部署の市職員等）28 機関・団体

ウ 主なヒアリング項目

「経済的に困窮する家庭の子どもや保護者への支援」「困難を抱える世帯との関わり」「支援する際に気をつけていること」「関係機関との情報共有や連携」「必要な支援や制度」「新型コロナウイルス感染症による影響」など

(3) 座談会

ア 目的

市民アンケートや支援者ヒアリングだけでは把握しにくい、若者が抱えている困難な状況や、今後必要と考えられる支援を直接把握することを目的に実施しました。

イ 実施対象

児童養護施設退所者、生活保護受給世帯・ひとり親世帯で成育した 10 代後半～30 代前半の若者（不登校、ひきこもり、ヤングケアラー等の経験もあり。）

ウ 実施方法

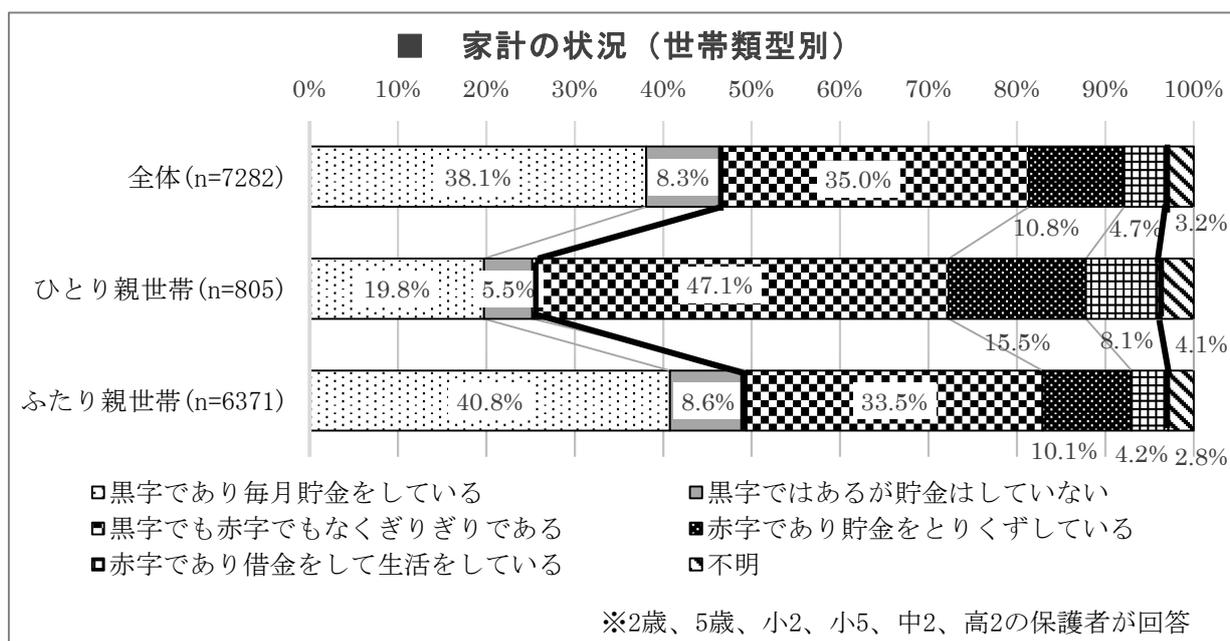
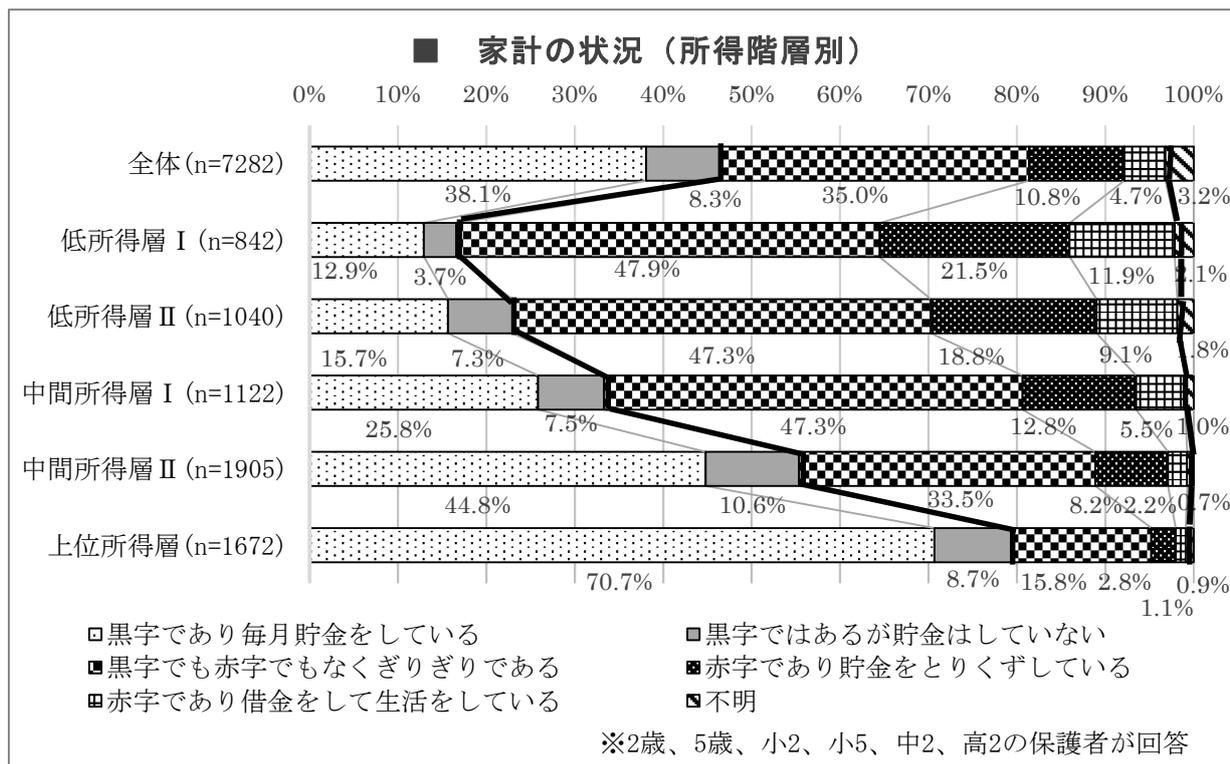
ファシリテーター役 1 名と記録者と担当職員が施設等を訪問し、座談会形式にて 2 回実施

2 子どもの生活実態調査の結果（抜粋）

(1) 世帯の暮らし向き

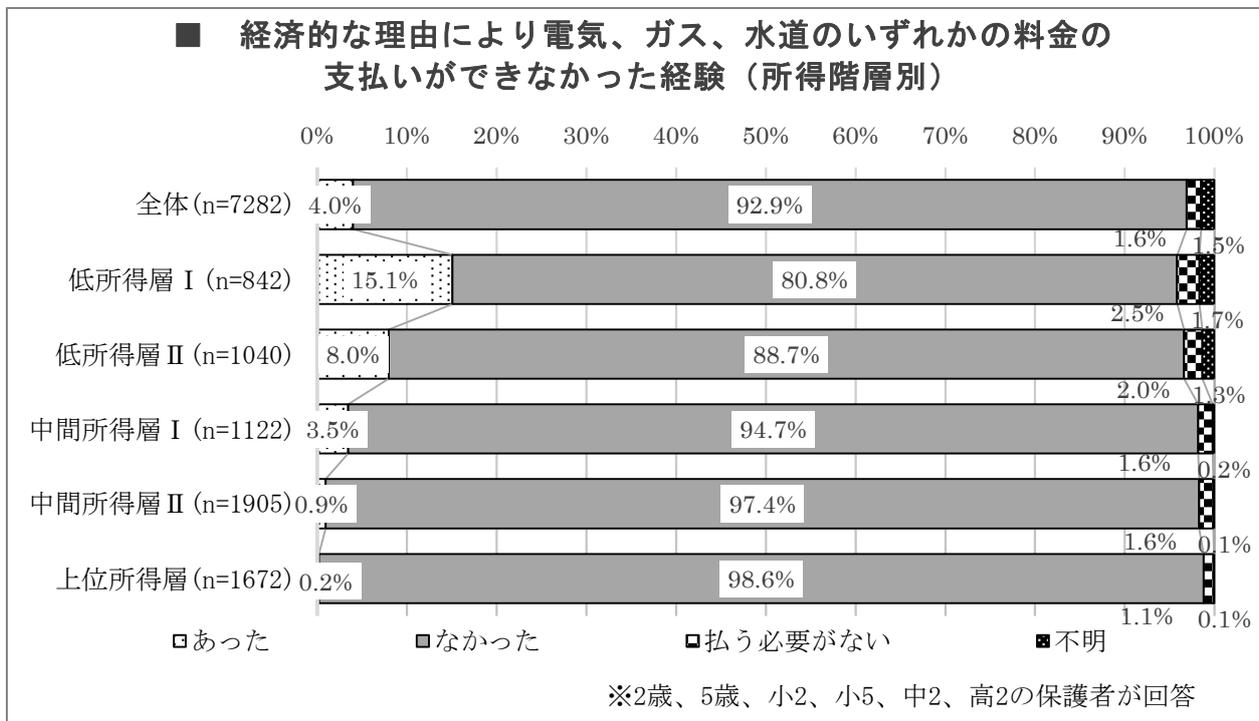
【家計の状況】

家計の状況について「黒字でもなく赤字でもなくぎりぎり」「赤字であり貯金をとりにくしている」「赤字であり借金をして生活している」を合わせた割合は、世帯全体で50.4%であるのに対し、低所得層Ⅰでは81.2%、ひとり親世帯では70.7%と、厳しい状況がうかがえます。



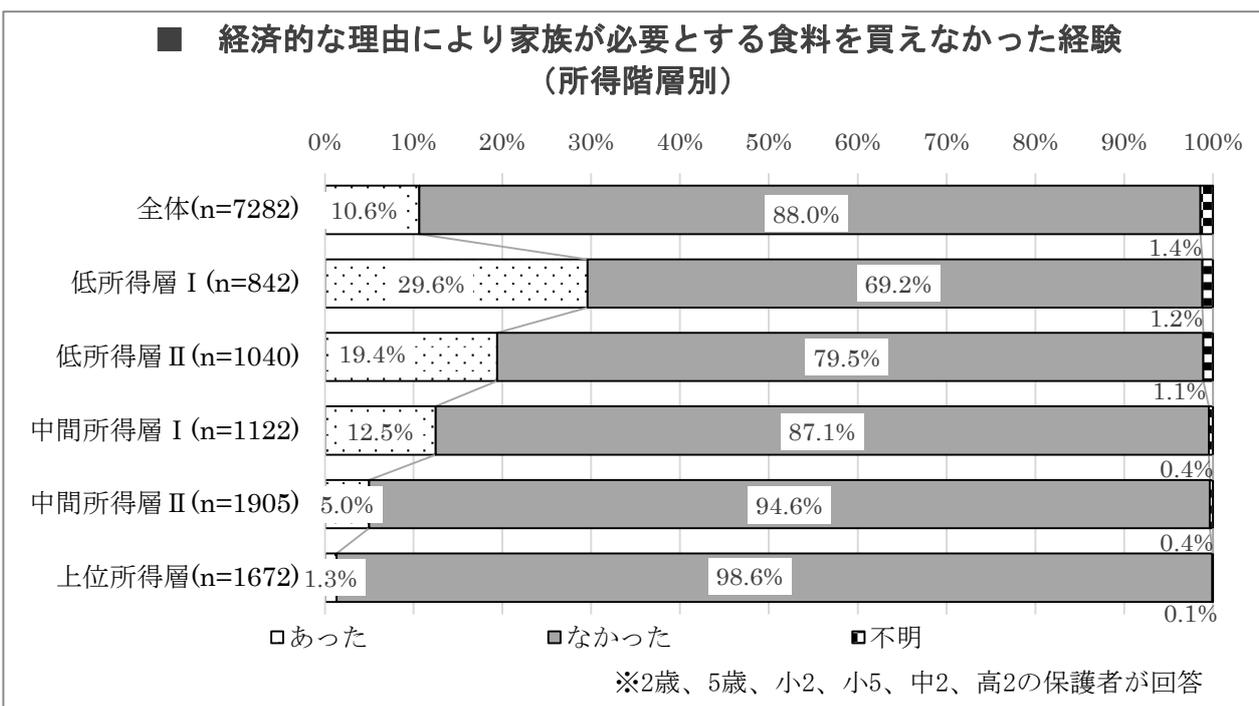
【経済的な理由により電気、ガス、水道のいずれかの料金の支払いができなかった経験】

経済的理由により電気、ガス、水道のいずれかの料金の支払いができなかった経験について、支払えないことが「あった」割合は、世帯全体で4.0%であるのに対し、低所得層Ⅰでは15.1%となっています。



【経済的な理由により家族が必要とする食料を買えなかった経験】

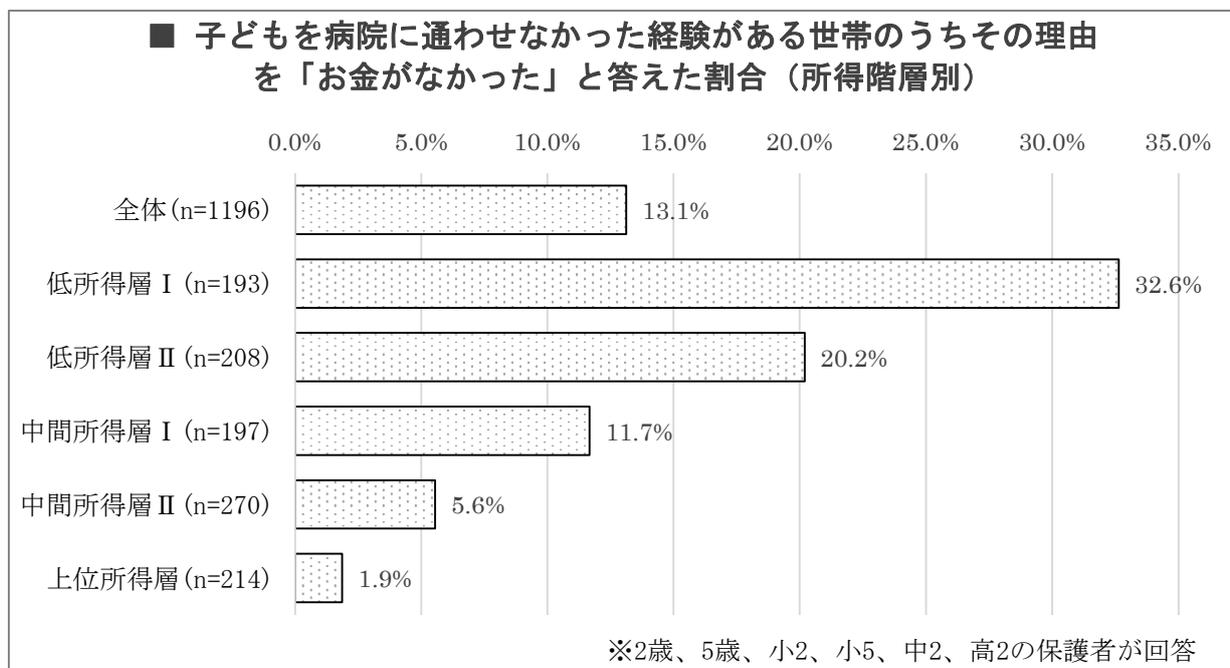
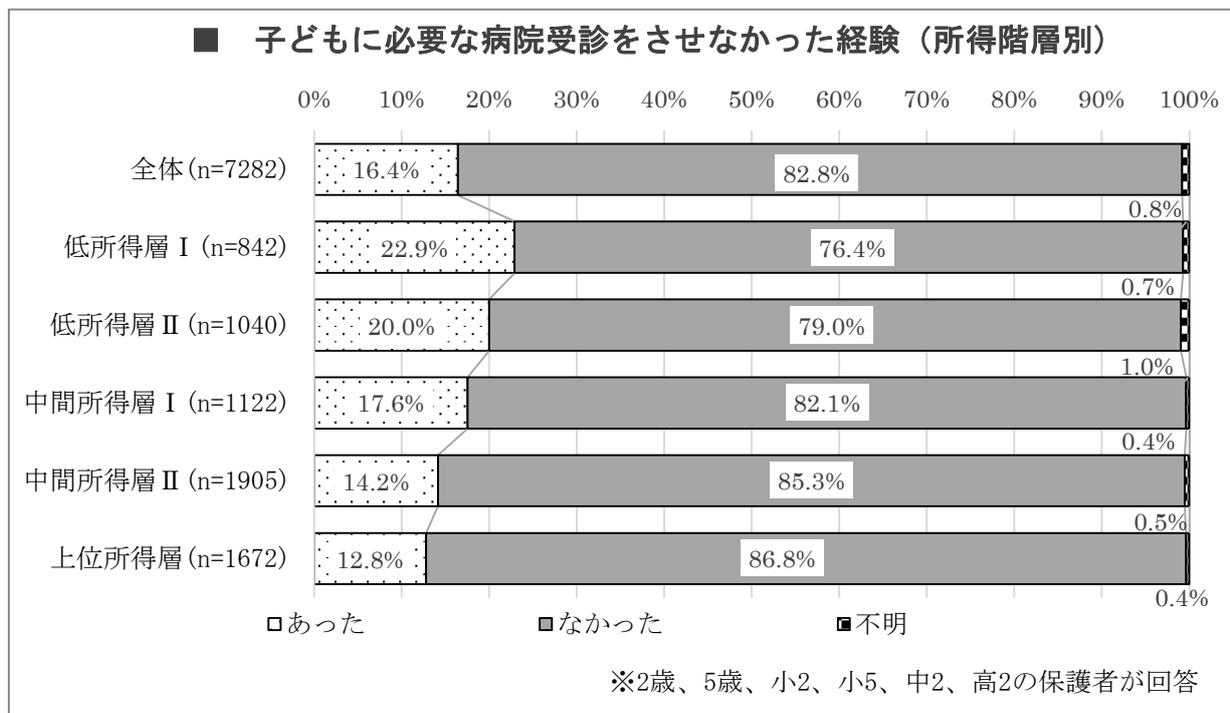
経済的理由により家族が必要とする食料を買えなかった経験について、買えなかったことが「あった」割合は、世帯全体で10.6%であるのに対し、低所得層Ⅰでは29.6%と高くなっています。



【子どもに必要な病院受診をさせなかった経験】

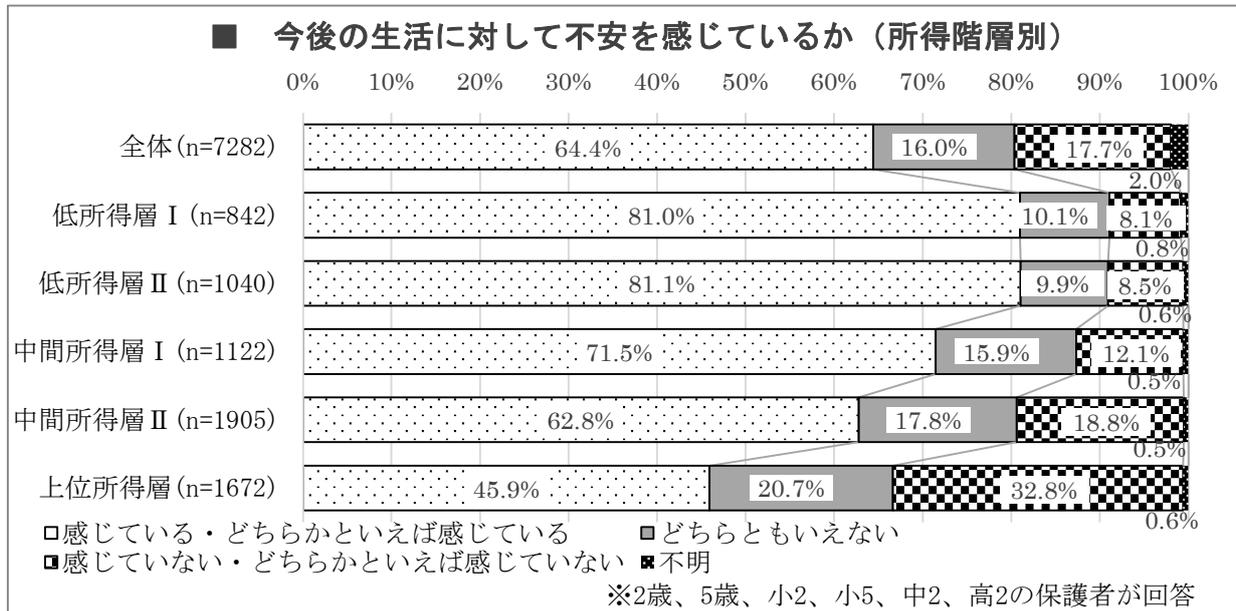
子どもに必要な病院受診をさせなかった経験について、受診させなかったことが「あった」割合は、世帯全体で 16.4%であるのに対し、低所得層Ⅰでは 22.9%と比較的高くなっています。

また、「あった」と回答した世帯のうち、その理由を「お金がなかった」と答えた割合は、世帯全体で 13.1%であるのに対し、低所得層Ⅰでは 32.6%と高くなっています。



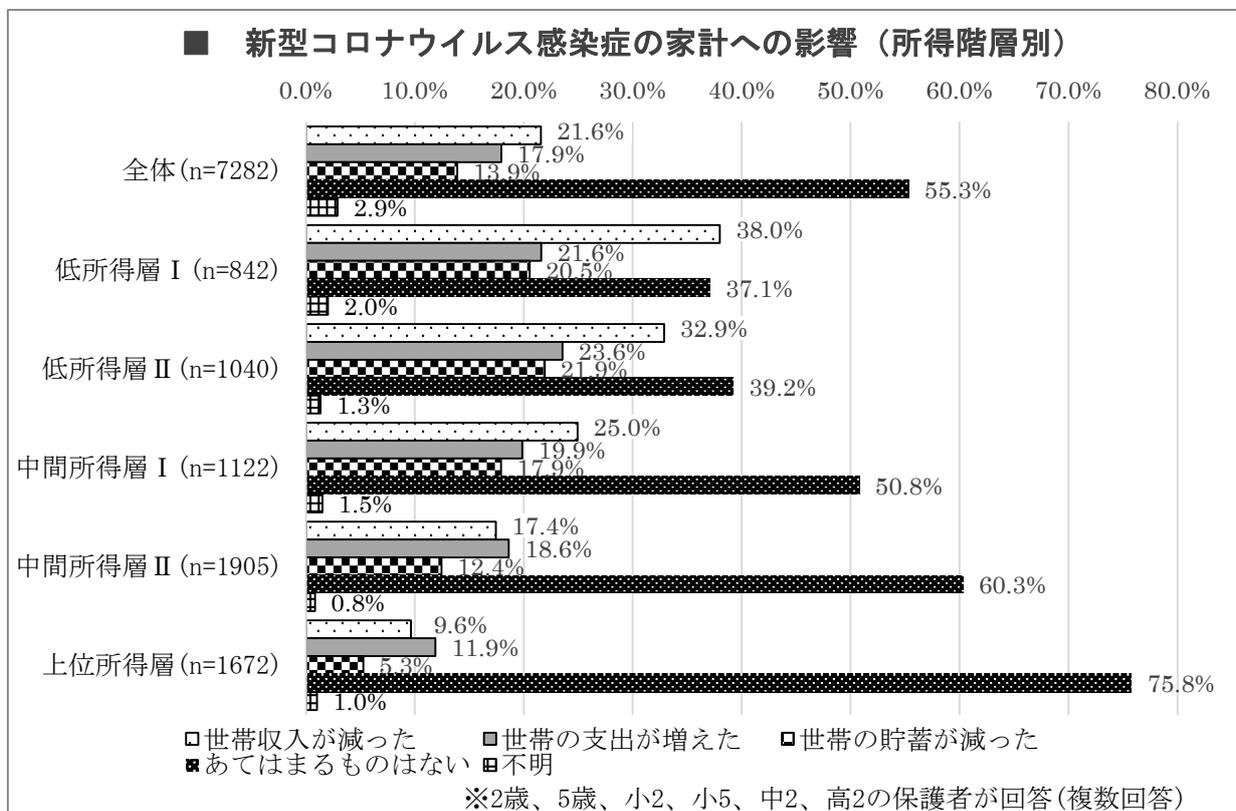
【今後の生活への不安】

今後の生活（経済的・子育てなど）に対して不安を感じているかについて、「感じている・どちらかといえば感じている」と回答した保護者の割合は、世帯全体で 64.4%であるのに対し、低所得層 I では 81.0%と高くなっています。



【新型コロナウイルス感染症の家計への影響】

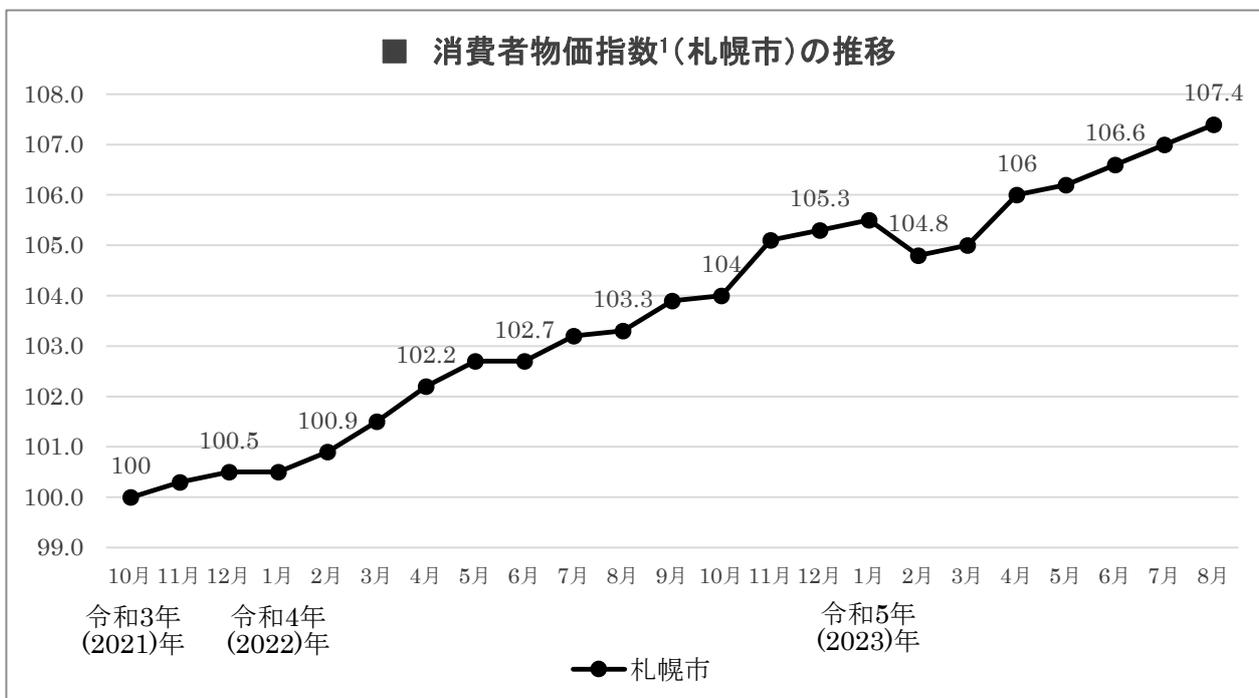
新型コロナウイルス感染症の家計への影響について、「世帯の収入が減った」と回答した保護者の割合が、世帯全体で 21.6%であるのに対し、低所得層 I では 38.0%と高くなっているなど、低所得層ほど家計への負の影響が大きいことがうかがえます。



<支援者ヒアリングの意見>

- ・ 生活状況に困っている場合は、余裕がなく、子どもに関することに手が回らないことも多い。
- ・ 支援機関で支援の対象としている世帯の中には、ひとり親、多子世帯、父母の一方に疾患があるなど、収入が安定しておらず、経済的な困窮に至っている世帯が多い。
- ・ 生活保護受給には至っていないが、経済的に困窮している世帯が多い。
- ・ 困難を抱える世帯の中には、保護者が金銭管理をできないことに起因して、公共料金等の支払いができなくなったり、子どもに必要なお金を確保できない世帯がある。

※ 市民アンケートは令和3年10月から11月にかけて実施していますが、令和4年以降の物価の上昇等によって、世帯の暮らし向きは厳しさを増していることに留意が必要です。



【資料】総務省「2020年基準消費者物価指数」

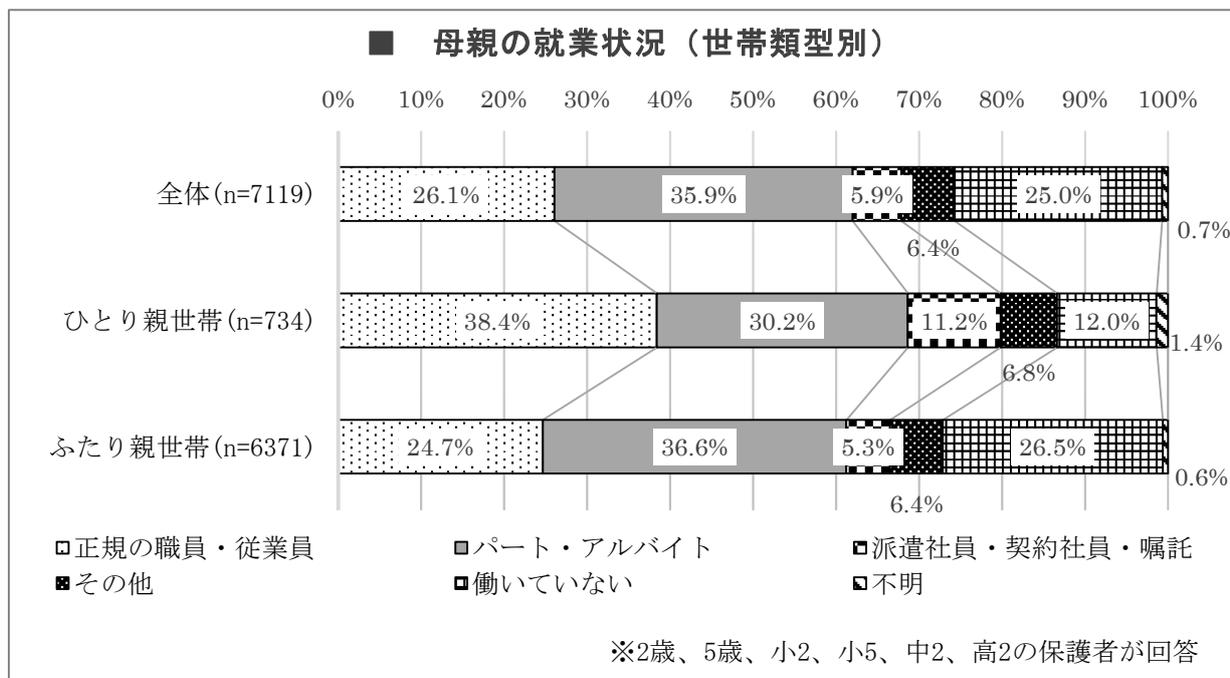
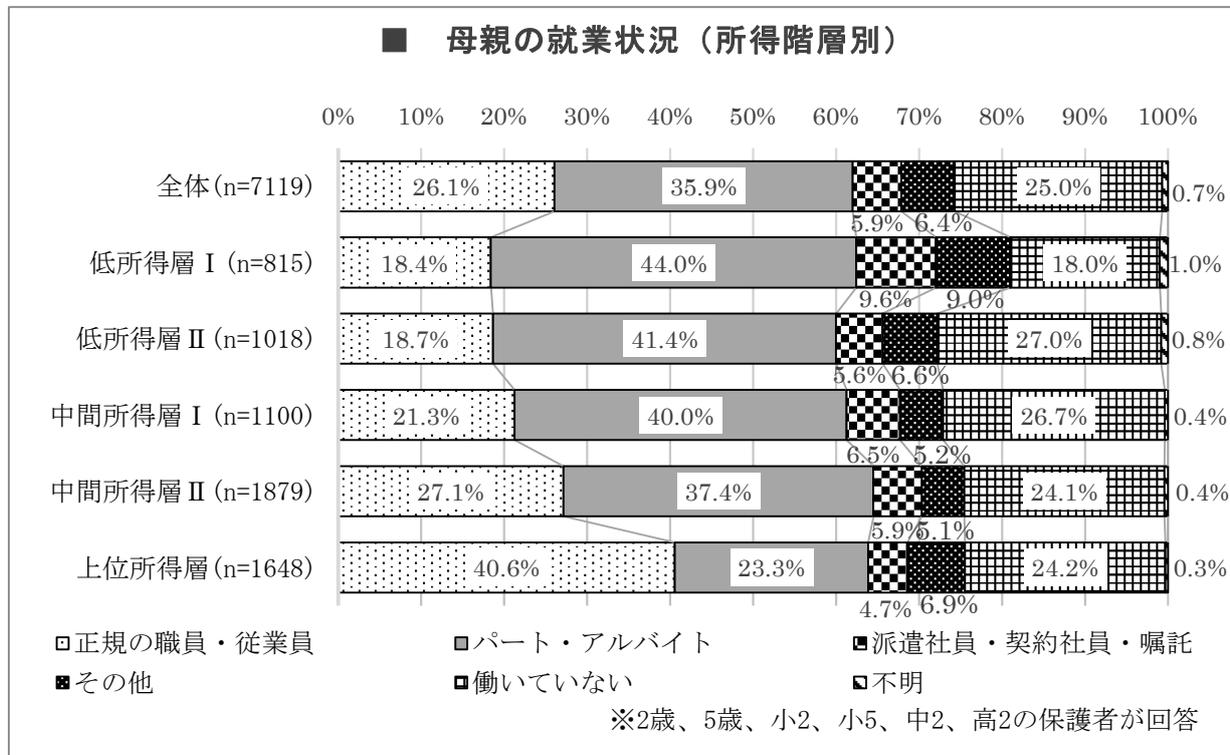
¹消費者物価指数 全国の世帯が購入する家計にかかる財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定して算出した数値。本文中の表は2020年を「100」として推移をグラフ化したもの

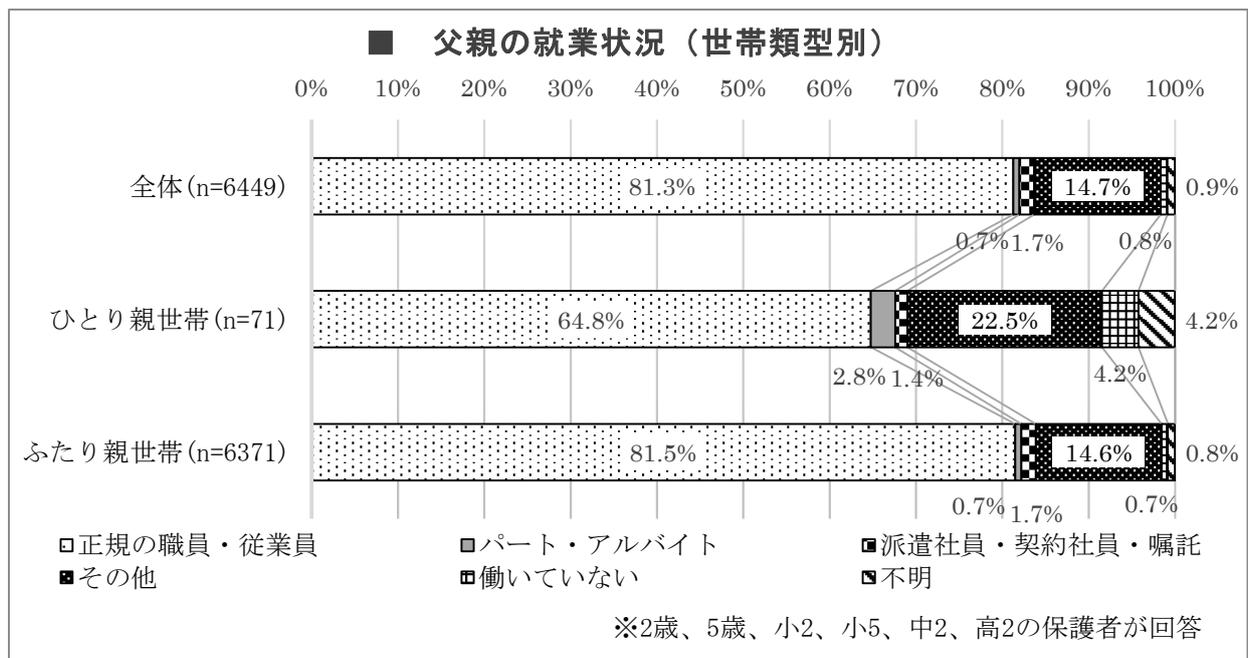
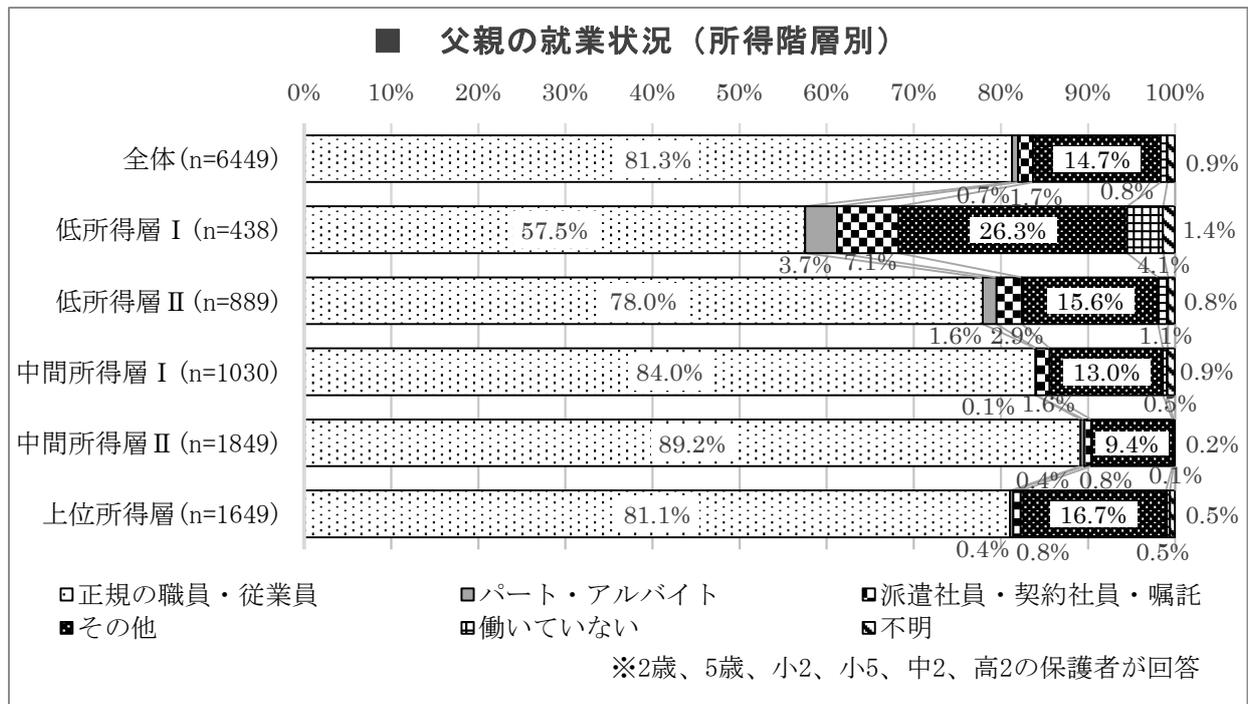
(2) 保護者の就業状況

【母親・父親の就業状況】

母親の就業状況について、正規の職員・従業員の割合は、世帯全体で 26.1%であるのに対し、低所得層 I では 18.4%と低くなっています。

また、ひとり親世帯では 38.4%と、正規雇用率が高くなっています。





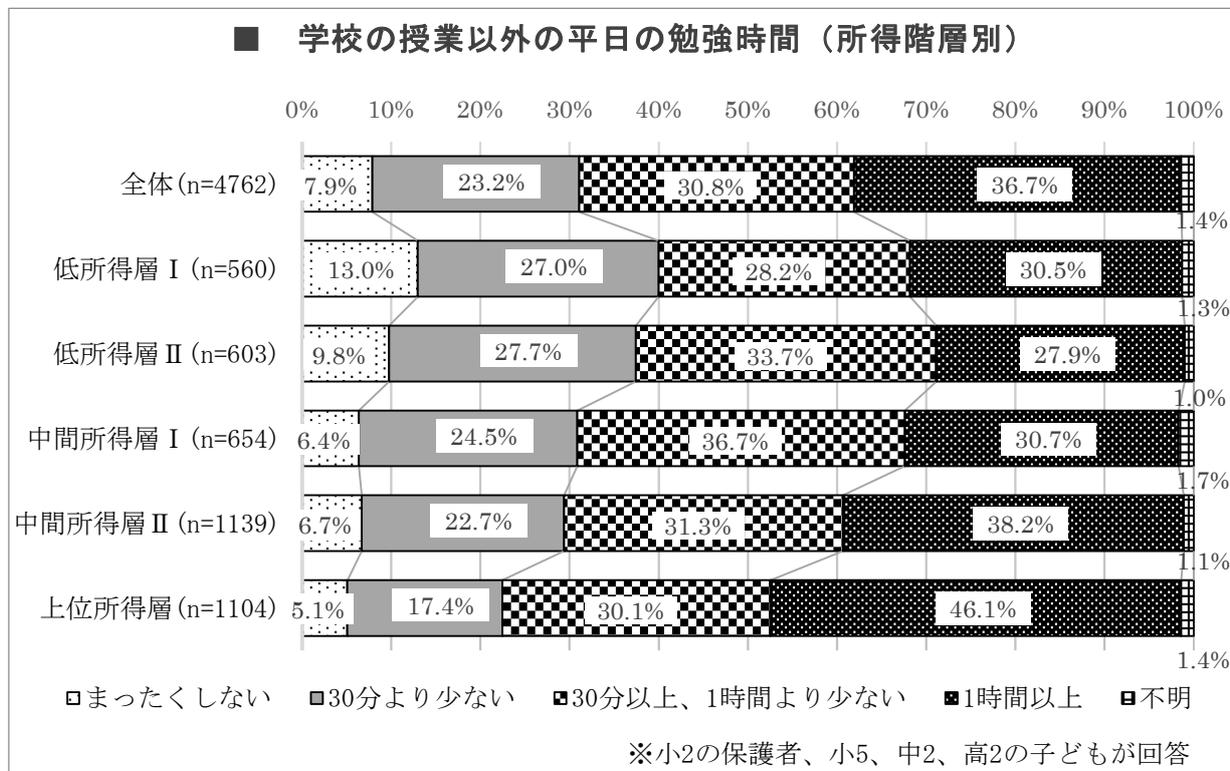
<支援者ヒアリングの意見>

- ・ 健康面の不調により就労できず、困窮している世帯が見受けられる。
- ・ 保護者が職を転々とし、収入が安定せず経済的に困窮する世帯もある。
- ・ 子どもの貧困は保護者の貧困であり、問題を改善するためには保護者の就労支援が必要である。
- ・ 子育てをしながら、安心して働くことができる環境が必要である。

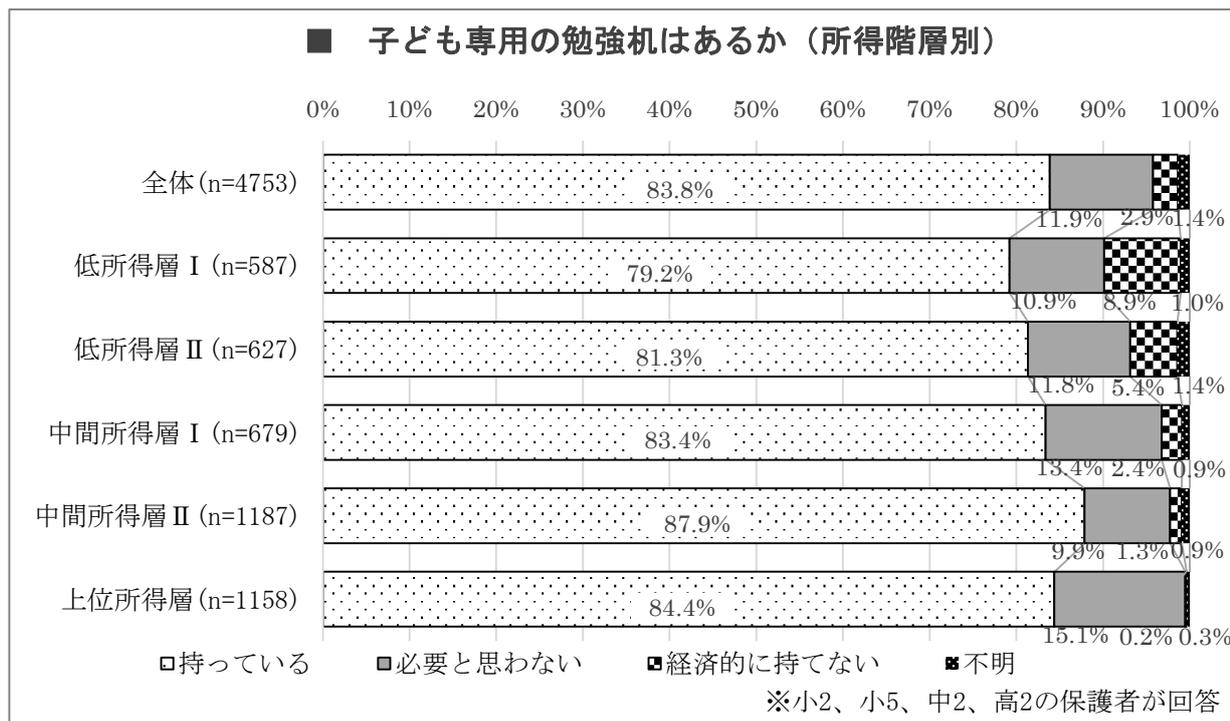
(3) 子どもの学習の状況

【学習習慣、学習環境】

授業以外の平日の勉強時間について「まったくしない」子どもの割合は、世帯全体で7.9%であるのに対し、低所得層Ⅰでは13.0%と比較的高くなっています。



子ども専用の勉強机の有無について「経済的に持てない」と回答した世帯の割合は、世帯全体で2.9%であるのに対し、低所得層Ⅰでは8.9%と比較的高くなっています。

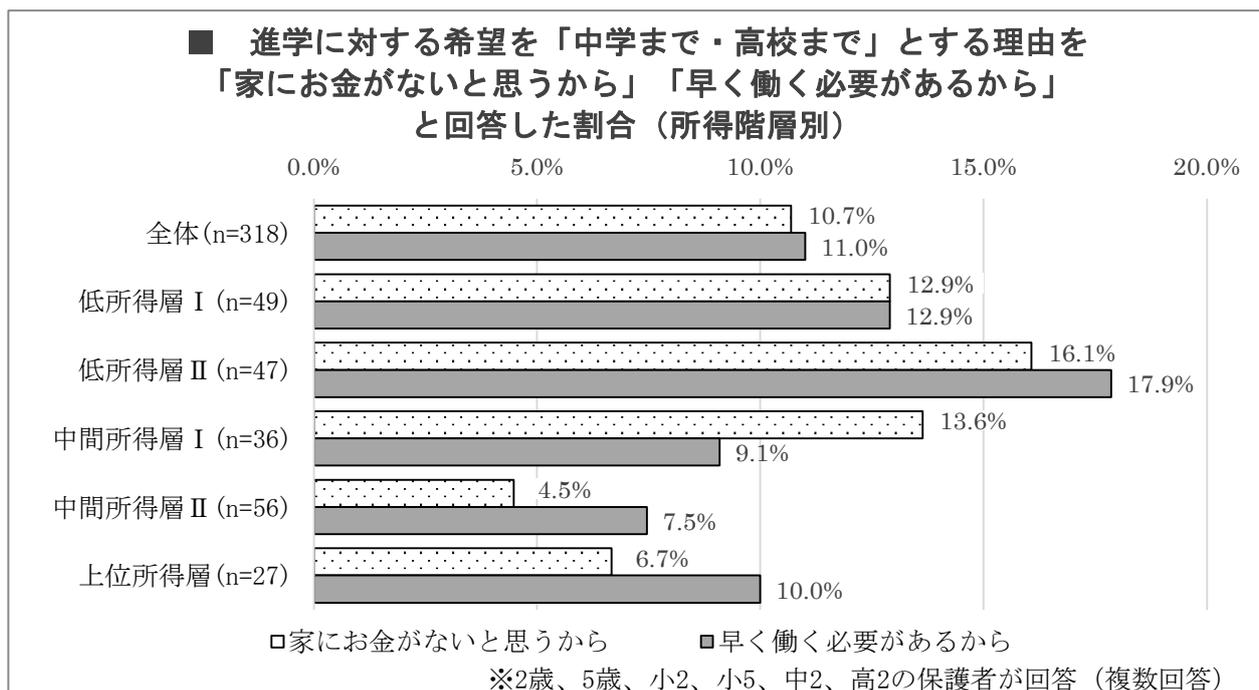
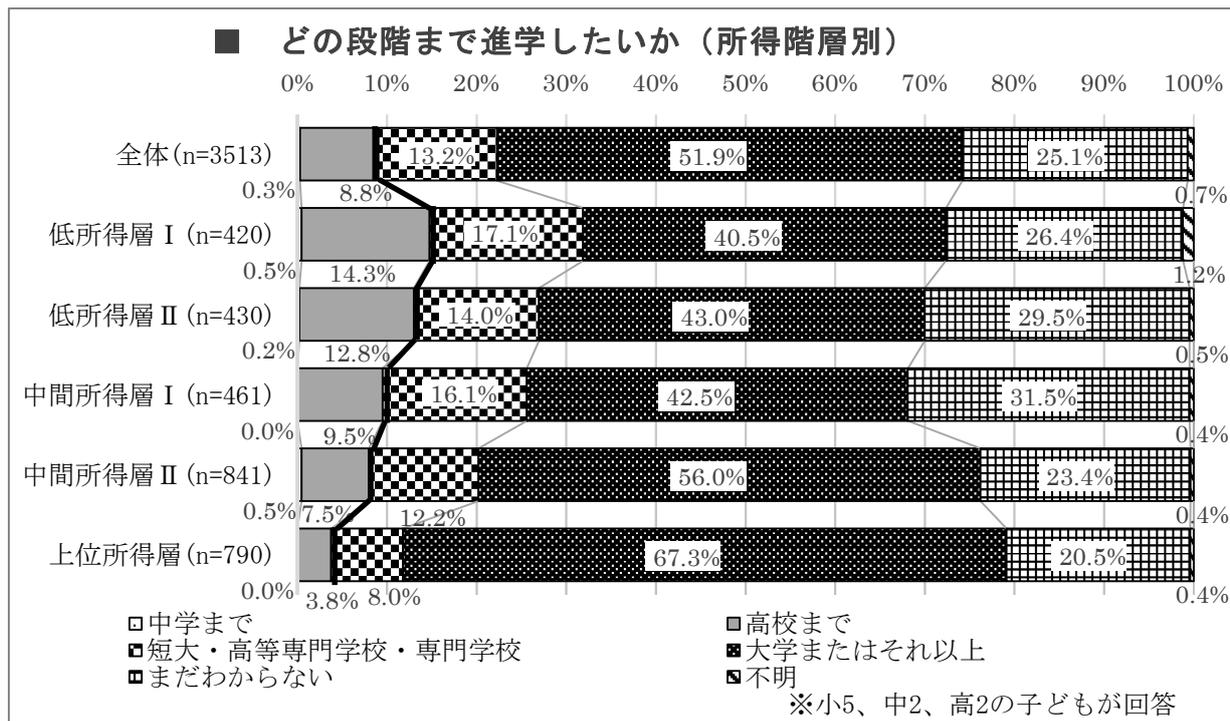


(4) 進学希望や資金

【進学に対する希望】

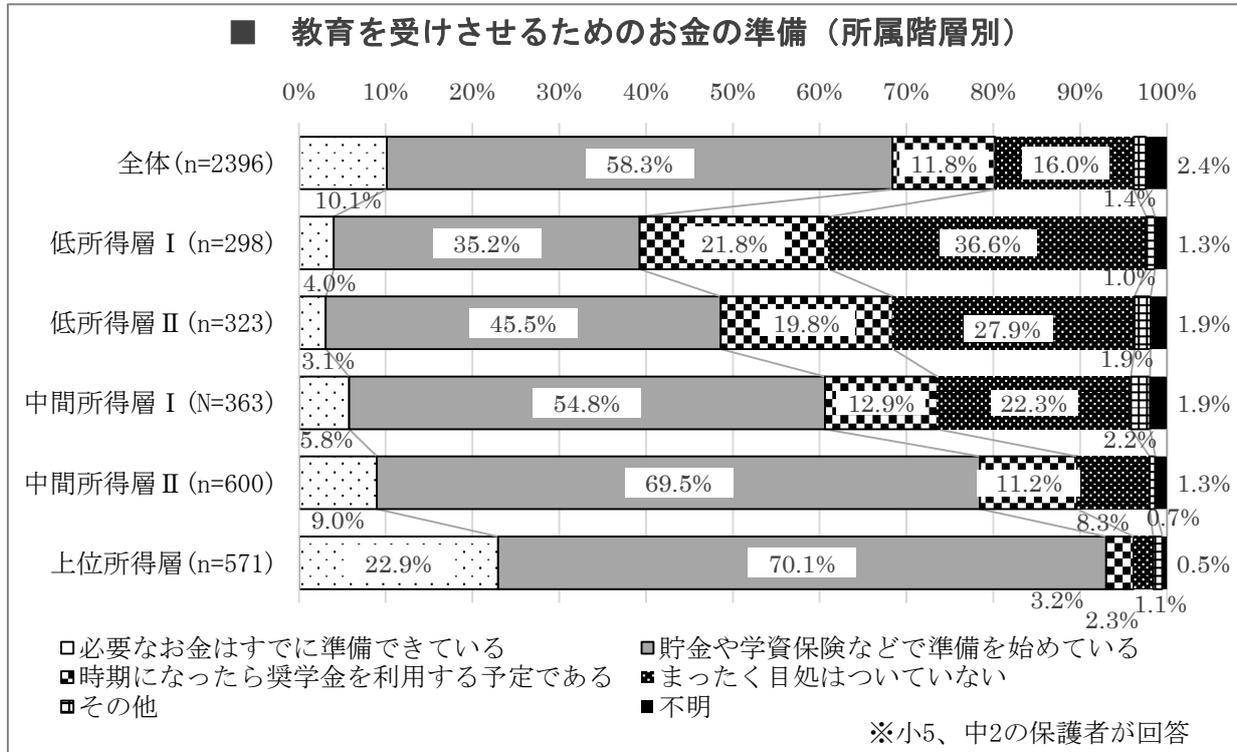
子ども自身にたずねた「将来どの段階まで進学したいか」という質問について、「中学・高校まで」と回答した割合は、世帯全体で 9.1%であるのに対し、低所得層Ⅰでは 14.8%と、比較的高くなっています。

また、「中学・高校まで」と回答した子どものうち、その理由について、「家にお金がないと思うから」「早く働く必要があるから」と回答した割合は、下位2層において全体よりも高くなっています。



【進学のための資金】

小5、中2の保護者にたずねた「教育を受けさせるためのお金の準備」の質問について「まったく目処はついていない」と回答した割合は、世帯全体で16.0%であるのに対し、低所得層Ⅰでは36.6%と高い結果となっています。



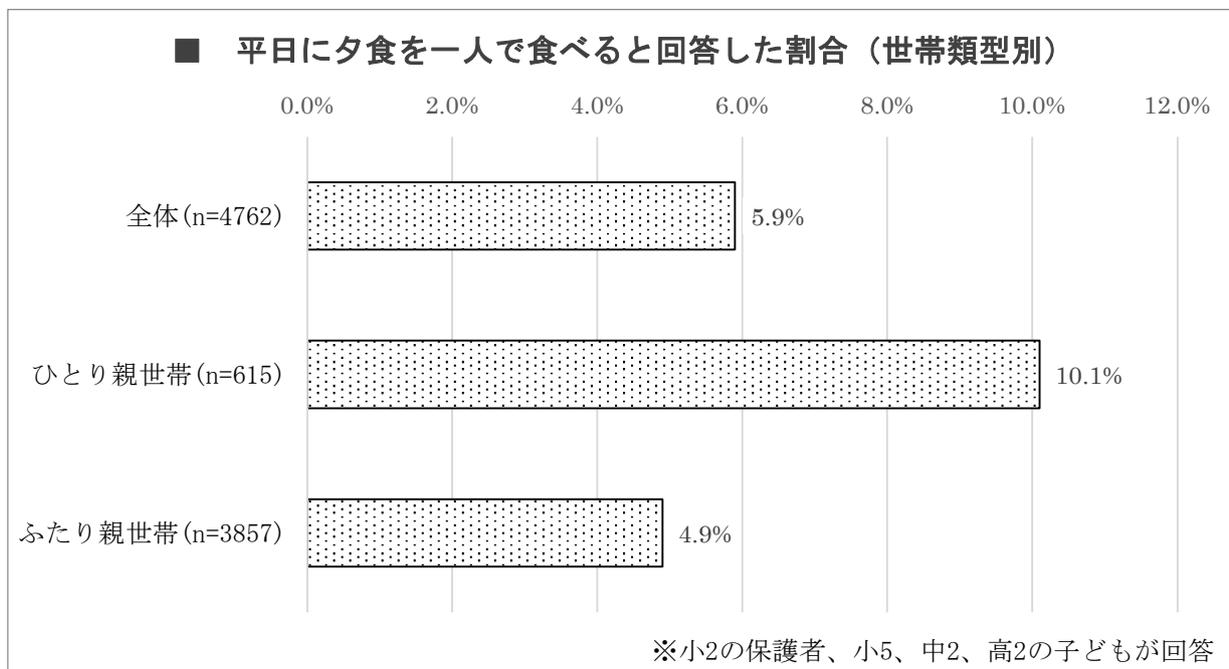
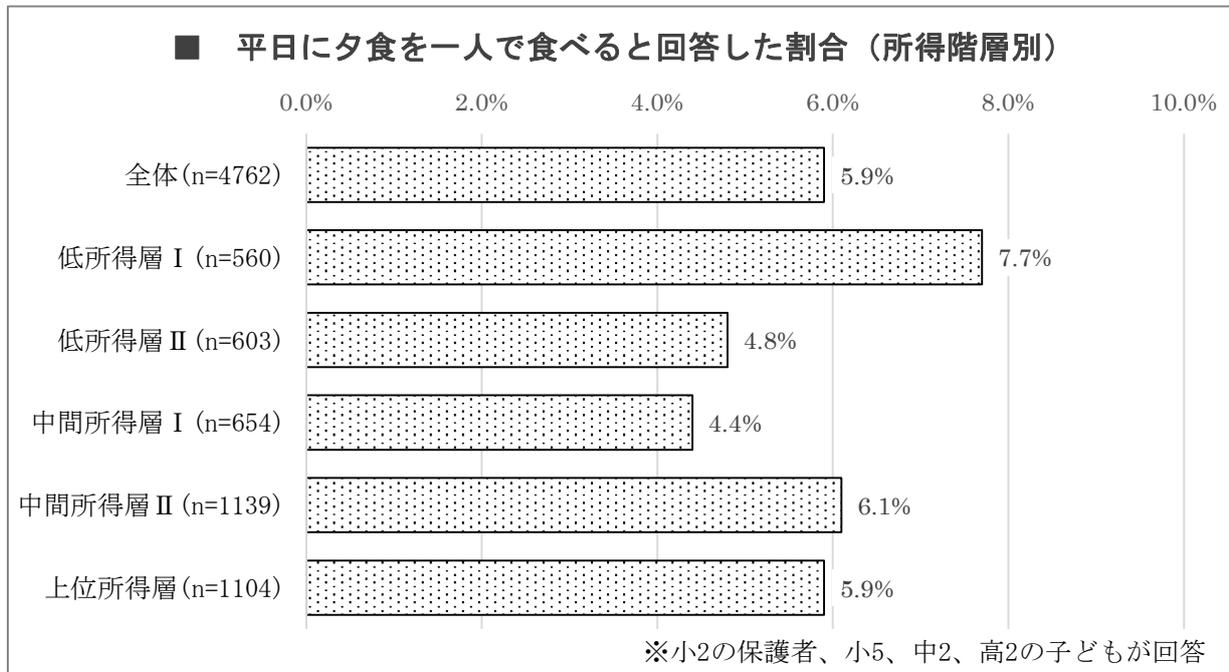
<支援者ヒアリングの意見>

- ・ 保護者自身の進学などの状況から、子どもの登校・進学など教育への保護者の関心が低い世帯が見受けられる。
- ・ 保護者が金銭管理できず、子どもの進学のタイミングで金銭的に困る世帯がある。
- ・ 大学進学時の奨学金は増えてはきているものの、利用できる枠が狭い。
- ・ 給付型の奨学金を増やすことが必要である。

(5) 子どもの居場所や体験・経験

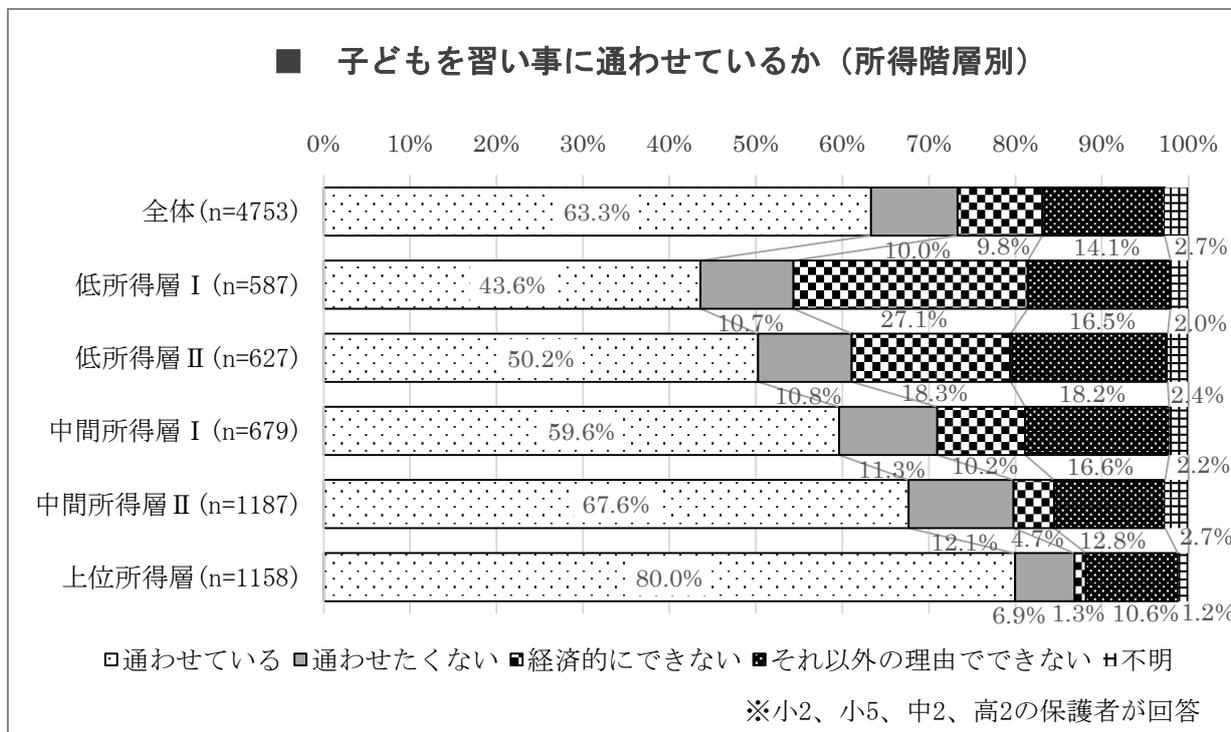
【夕食を一人で食べる割合】

子ども自身にたずねた「平日に一番夕食を食べる相手」という質問に、「一人で食べる」と回答した割合は、世帯全体で5.9%であるのに対し、低所得層Ⅰでは7.7%、ひとり親世帯では10.1%と、比較的高くなっています。



【習い事に通わせている状況】

子どもを習い事に通わせているかどうかについて「経済的にできない」と回答した世帯の割合は、世帯全体で9.8%であるのに対し、低所得層Ⅰでは27.1%と高くなっています。



<支援者ヒアリングの意見>

- 基本的な生活習慣が身につけていないか、家庭生活の中で学ぶべき一般常識を教えられてきていない子どもがいる。
- 自分の家族とは違う大人との触れ合い、家庭ではできない体験ができる機会、居場所があることが重要である。
- 子ども食堂の数が不足している。また、子ども食堂や子どもの居場所の周知が必要である。
- 経済的困窮状態にある世帯には、貧困の連鎖を断ち切ったモデルケースを知る機会がなく、将来にチャレンジしてみたいという気持ちになれない子どもが多い。
- 自分のことを認めてもらうという経験をあまりしていないため、関わる大人から自分を認めてもらいたいという気持ちが強かったり、人との関わりを閉ざしてしまっている子どもがいる。

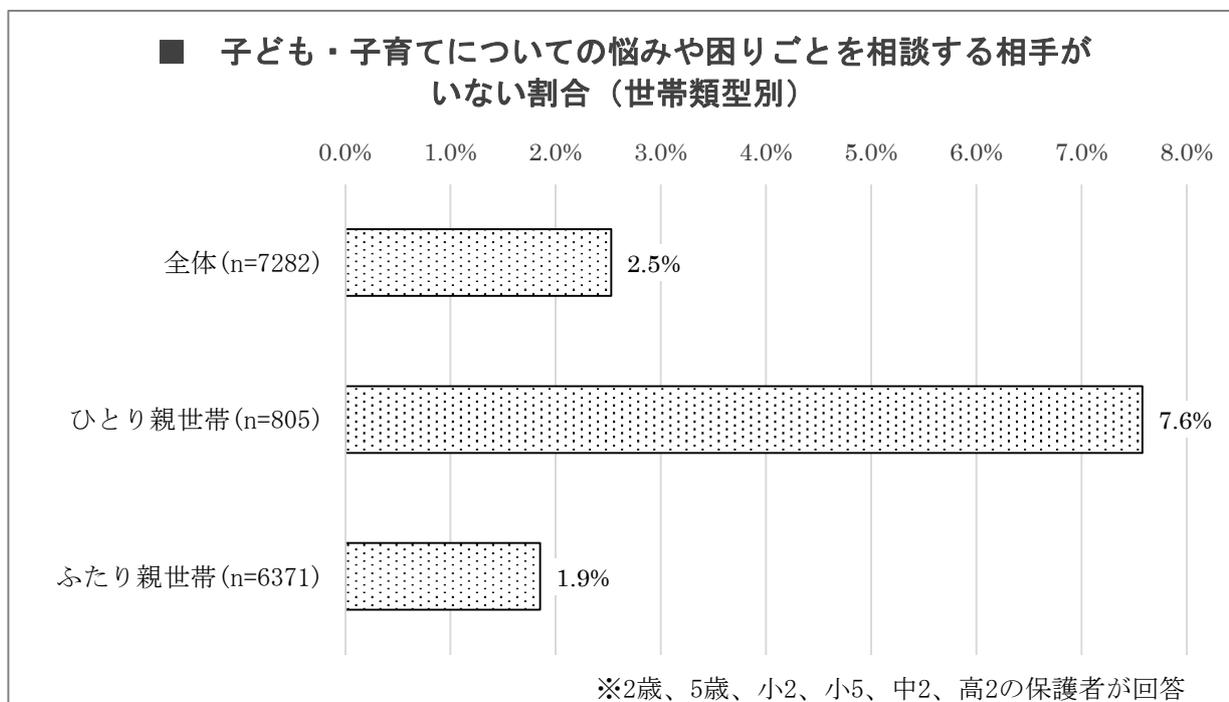
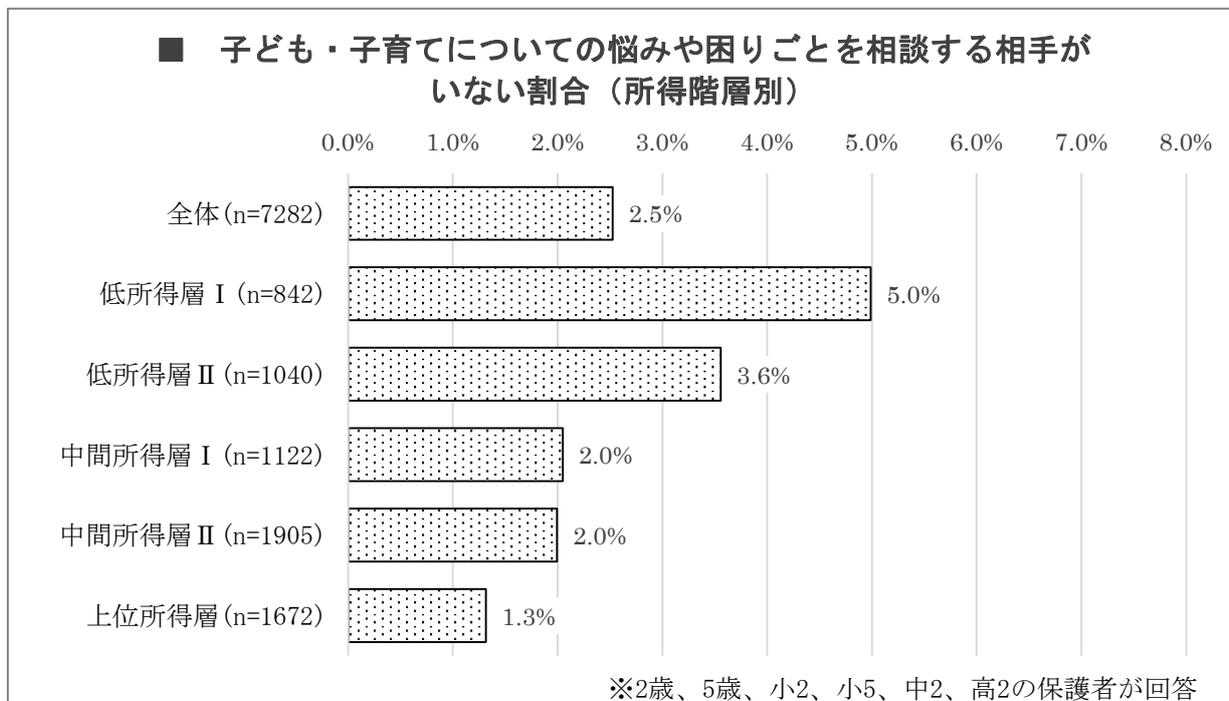
<座談会の意見>

- 小学生から高校生までが、安心して勉強やスポーツができ、相談もできてモデルとなるような大人がいる居場所が必要である。
- 居場所、相談先として機能して、ボランティアでもいいので今後の選択肢を与えてくれる場所が必要である。

(6) 保護者の社会的孤立の状況

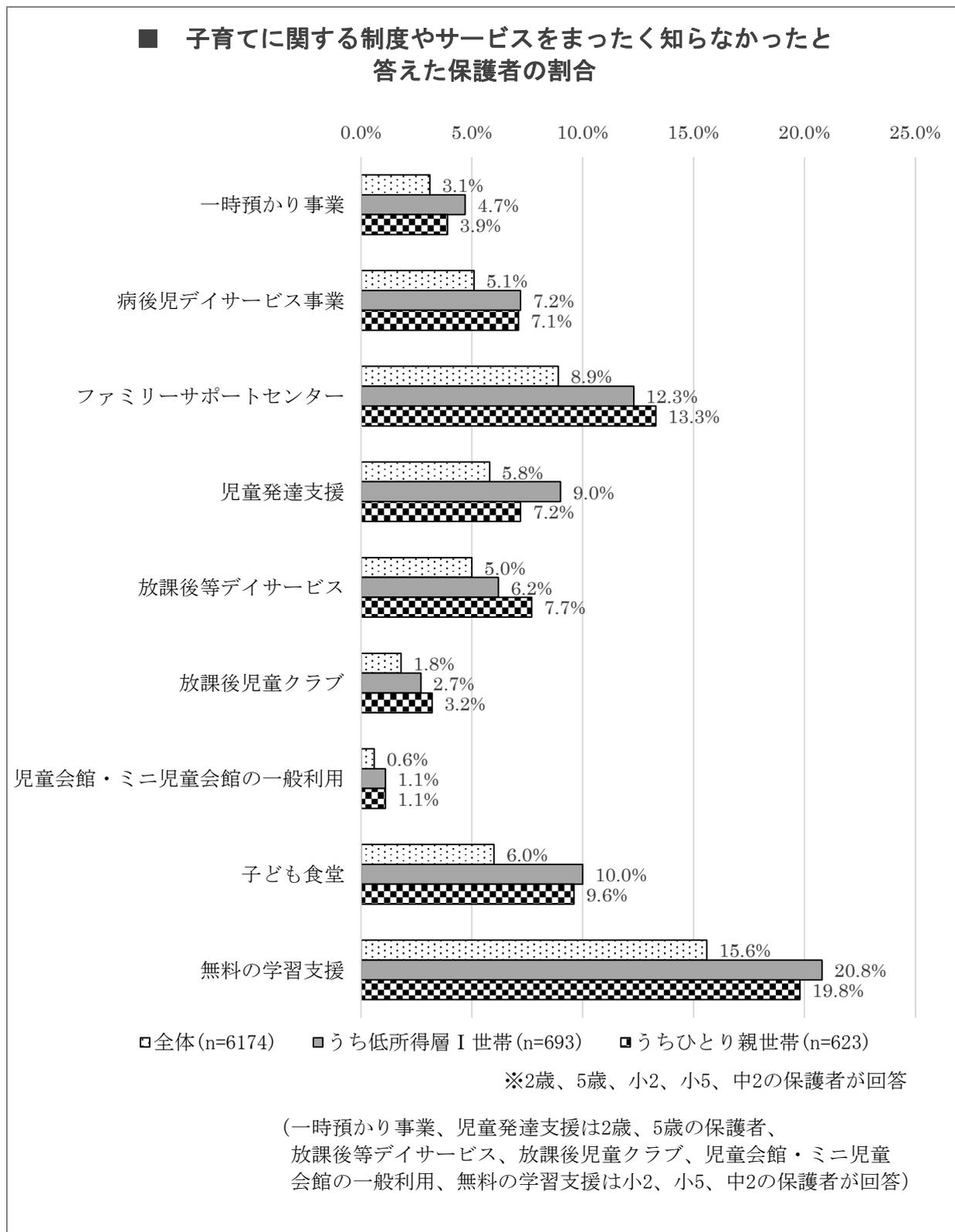
【子ども・子育てについての悩みを相談する相手】

子ども・子育てについての悩みを相談する相手についての質問に「相談する相手はいない」と回答した保護者の割合は、世帯全体で 2.5%であるのに対し、低所得層Ⅰでは 5.0%、ひとり親世帯では 7.6%と、高くなっています。



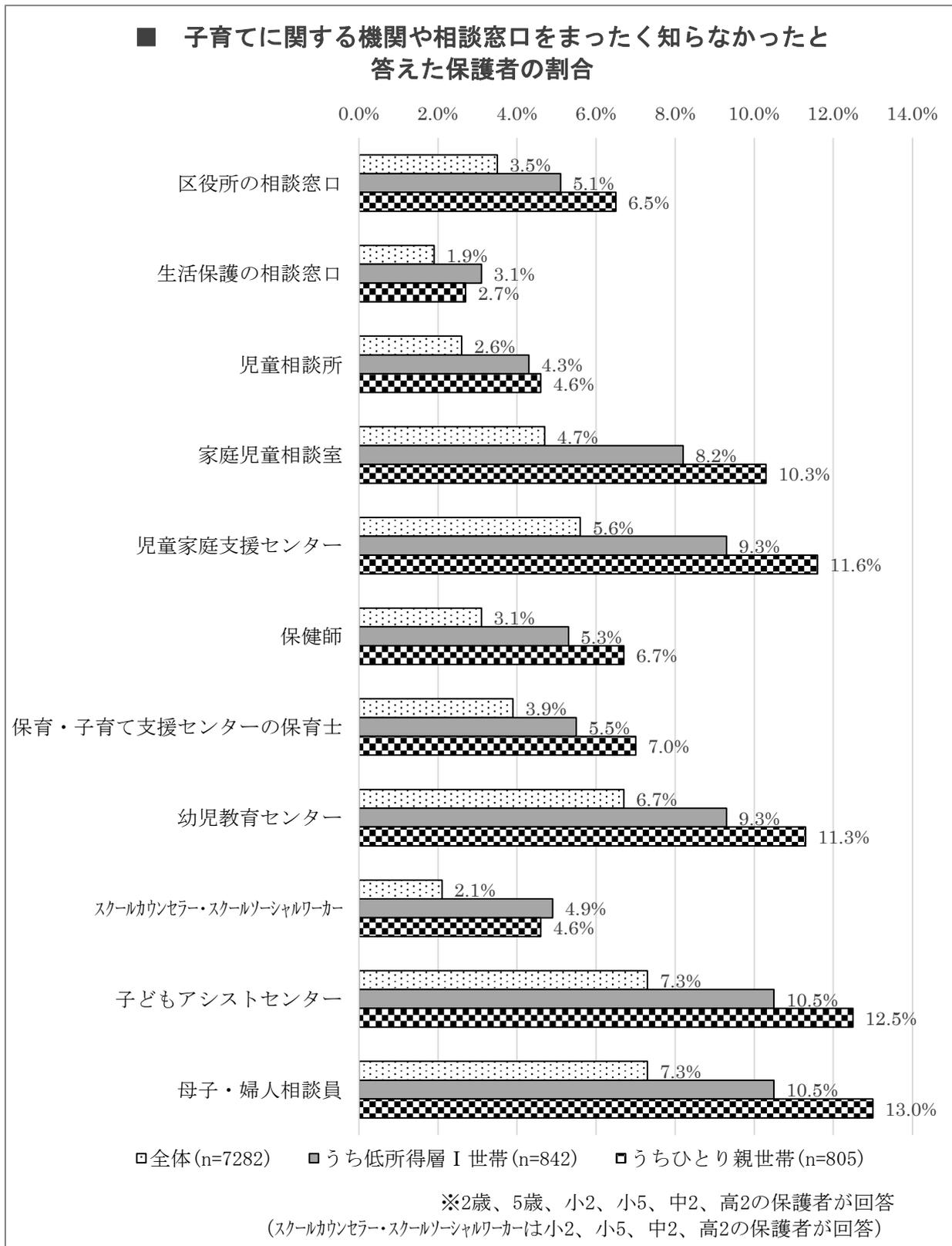
【子育てに関する制度やサービスの認知状況】

子育てに関する制度やサービスをまったく知らなかったと回答した保護者の割合は、「一時預かり事業」「ファミリーサポートセンター」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」など全ての項目で、低所得層Ⅰ、ひとり親世帯が世帯全体を上回っています。



【子育てに関する機関や相談窓口の認知状況】

子育てに関する機関や相談窓口をまったく知らなかったと回答した保護者の割合は、「区役所の相談窓口」「生活保護の相談窓口」「児童相談所」「幼児教育センター」「母子・婦人相談員」など全ての項目で、低所得層Ⅰ、ひとり親世帯が世帯全体を上回っています。



＜支援者ヒアリングの意見＞

- ・ 困難を抱える家庭の保護者は、親きょうだいとの関係が悪かったり、友人関係も希薄であることが多く、子育てをする上で相談する相手がいない。
- ・ 家族の問題は家族で抱え込もうとする傾向が強く、生活が破綻するぎりぎりまで相談しないケースがある。
- ・ 相談することで良い変化や結果が得られた経験のない人は、自ら SOS を出さない。
- ・ シングルマザーや若年層の母が子育てに問題を抱えていることが多いが、本人たちも支援を嫌がることもあり、支援につなげることが難しい。
- ・ 相談に行くことができない人への、アウトリーチ支援を充実させるべきである。
- ・ 制度やサービスがわからない、申請の仕方がわからない人に対する、窓口への同行などの寄り添い型の支援が必要である。
- ・ 相談者は人につながるものなので、支援者が変わると関係が切れてしまうことがある。

＜座談会の意見＞

- ・ 不登校、ひきこもり、家庭の問題などを LINE など気軽に相談できる仕組みが重要である。

(7) 特に配慮を要する世帯と若者

＜支援者ヒアリングの意見＞

- ・ 社会的養護については、里親、ファミリーホームなど家庭的養育の受け皿を増やすべきである。
- ・ 児童養護施設、ファミリーホーム等を退所した後の支援が重要である。
- ・ 社会的養護下にある子どもが自立する際の経済的支援の充実が必要である。
- ・ 親やきょうだいの面倒を見ているヤングケアラーの子どもがいる。
- ・ 若年女性の中には大人を信用することができない方もおり、相談に来るように勧めてもなかなか支援につながらない。

＜座談会の意見＞

- ・ 児童養護施設退所後は、自立して生きていくためにも孤立しないことが重要である。必要なときに相談できる相手がいなければならず、社会的資源としてもそのような相談機関や相談者が必要である。

3 子どもと家庭の貧困・困難の状況と課題

子どもの生活実態調査の結果などを通じて把握された現状を踏まえ、貧困・困難な状況にある子どもと家庭の課題を、次のとおり整理しました。

(1) 貧困・困難の把握と支援につなげるうえでの課題

子どもの生活実態調査の結果からは、所得が低い世帯やひとり親世帯など、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、悩みを相談する相手がいない割合や、子育てに関する制度・サービス、相談機関を知らない割合が高いことが確認されています。

また、問題を家族で抱え込み、周囲からは貧困・困難が見えにくい世帯や、相談することに抵抗を感じている世帯、あるいは、困っている認識が薄い世帯や、家庭内のデリケートな問題として周囲の関わりを望まない世帯も存在することが指摘されています。

このような周囲の支えが届きにくい世帯があることに留意をしたうえで、困難を早期に把握し必要な支援につなげる取組や、制度・サービス、相談窓口などの情報を確実に届ける広報の充実を図っていくことが重要となります。

(2) 子どもの学びと育ちに関する課題

子どもの進学にかかる資金の準備状況や習い事の受講状況などの教育・体験機会、子ども部屋や専用学習機の保有状況などの学習環境に、所得階層の間の差異が確認されています。

また、家と学校以外の身近な場所にモデルとなる大人がおらず、将来の展望を描きにくい子どもがいることや、特にひとり親世帯において、放課後を一人で過ごす子どもや、夕食を一人でとる子どもが多いことが把握されています。

学びに困難を抱える子どもに対しては、状況に応じたサポートや経済面からの支援、孤立傾向にある子どもに対しては、安心して過ごすことのできる居場所や、健やかな成長を促す体験機会を提供していくことが求められています。

(3) 子育て家庭の生活に関する課題

子どもの生活実態調査において、家計の状況が「ぎりぎり」または「赤字」と回答した世帯は約5割でしたが、最も低い所得階層においては8割を超えていること、さらに、令和4年度以降の物価上昇も踏まえると、貧困・困難を抱える世帯の生活は、一層厳しさを増しています。

また、所得の状況は、家計への直接的な影響に加えて、必要な病院受診を控えたり、生活不安・精神的な余裕のなさから子どもに関することに手が回らないなど、健康面や子育て面にも影響を及ぼしていることが把握されています。

全ての子どもと家庭が安心して毎日を過ごすことができるよう、保護者の就労の安定や経済的な支援の充実を図るとともに、保護者の心身の負担が軽減されるよう、貧困・困難を抱える子育て家庭を、生活面からも支えていく必要があります。

(4) 様々な背景・要因により、特に配慮を要する世帯と若者に関する課題

社会的養護のもとで育つ子どもは、里親など家庭的養育の受け皿の一層の充実が求められているとともに、ケアリーバー（児童養護施設や里親家庭などの社会的養護から離れた子ども・若者）が社会に出ていく際に、出身世帯から経済的援助や精神的支援を受けることが難しい状況にあることから、措置や委託が解除された後も安定した生活を送ることができるよう、継続的な支援が必要です。

ひとり親世帯は、特に家計の状況が苦しい世帯が多く、単独で生計の維持と子育ての両方を担っていることによる負担感の大きさや、子育ての悩みを相談する相手がいない割合が高いなど孤立傾向にあることが把握されています。このため、生活基盤の安定に向けた支援に加え、必要とする情報や支援が確実に届く仕組みが必要となります。

自立に向き合う若者期においては、進学や就労、社会参加に困難を抱える若者や、家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラー、身体的・心理的被害に遭っている・遭うリスクの高い若年女性など、様々な困難を抱えている若者がいます。こうした見えにくい困難を抱える方には、アウトリーチや伴走型の支援が必要です。

このような、様々な背景・要因を持つ子どもと家庭、若者には、その要因と状況に寄り添った丁寧な支援が必要となります。

第3章 札幌市の子どもの貧困対策

この章では、第2章で整理した、貧困や困難を抱える子どもと家庭の状況・課題を踏まえ、今後子どもの貧困対策を進めるにあたっての基本目標、計画の対象、施策の体系等を定めます。

1 基本目標

子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながらか、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現

全ての子どもは、可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく、豊かに成長し、発達していく権利が認められています。

札幌市では、第一に子どもの視点に立って、貧困や困難を抱えている子どもとその家庭の背景に様々な社会的要因があることも踏まえ、必要な支援に結びつくための体制を整えます。また、子どもの成長の段階に応じた切れ目のない支援を行い、併せて保護者や家庭に対しても必要とする支援を実施します。

これらの取組を推進することによって、子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながらか、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指します。

2 子どもの貧困のとらえ方

この計画では、「子どもの貧困」を、「主に経済的な問題を要因として、子どもが生まれ育つ環境に様々な困難が生じることにより、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境など、発達の諸段階に応じて様々な不利や制約と結びつき、子どもの成長や将来的な自立に困難な影響を及ぼしている状態」ととらえます。

3 計画の対象

「子どもの貧困」の状態にある子ども・若者とその家族

なお、この計画で対象とする子ども・若者は、生まれる前の妊娠期から、社会的自立に移行する、概ね20歳代前半までの年齢にある者とします。

4 施策の展開にあたっての共通の視点

基本目標の実現に向け、次項で第2章で整理した課題ごとに施策を設定し、展開していきますが、子どもの貧困対策を進めていくにあたっては、いずれの施策においても共通して持つべき視点があります。

この計画では、次のとおり「施策の展開にあたっての共通の視点」を設け、取りくんでいくこととします。

● **支援が届いていない・届きにくい子どもや家庭を意識する視点**

困難を抱える子どもと家庭にあっては、制度やサービスを知らない、手続きがわからない、積極的な利用を望まない等の場合があります。

各施策の展開にあたっては、入口の相談段階から制度・サービスの利用段階まで、こうした子どもや家庭があることを意識する視点を持ち、個々の状況に寄り添った支援に取り組んでいきます。

● **妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援を行う視点**

子どもの成長は置かれた環境に大きく依存することから、親の妊娠・出産期から家庭内の課題を早期に把握し、支援につなげる必要があります。また、乳幼児期から義務教育段階など、環境や支援者が変わる時期に支援が途切れることもあってはなりません。

各施策の展開にあたっては、子どものライフステージに応じて切れ目なく支援をつなげ、社会的自立に移行するまで継続的な視点をもって、支援に取り組んでいきます。

● **貧困の連鎖を断ち、子どもが未来を切り拓く力を育む視点**

子どもが生まれ育った環境によって、人間関係や学習環境などに不利や制約を受け、将来の自立に困難な影響が生じる、あるいは、貧困が連鎖することを防がなくてはなりません。

各施策の展開にあたっては、子どもが夢と希望を持って成長していくことができるよう、育ちと学びの機会を保障するとともに、体験活動の充実など、子どもが未来を切り拓く力を育む視点をもって、支援に取り組んでいきます。

● **子どもの貧困・困難の背景にある要因に配慮する視点**

経済的に困難な状況にある子どもや若者は、疾病、不登校、虐待などの傷つき体験、保護者も、養育力の不足など、様々な要因を抱えている場合が少なくありません。

各施策の展開にあたっては、困難を抱える子どもと家庭・若者の背景に、様々な要因があることに配慮する視点を持ち、多面的な支援に取り組んでいきます。

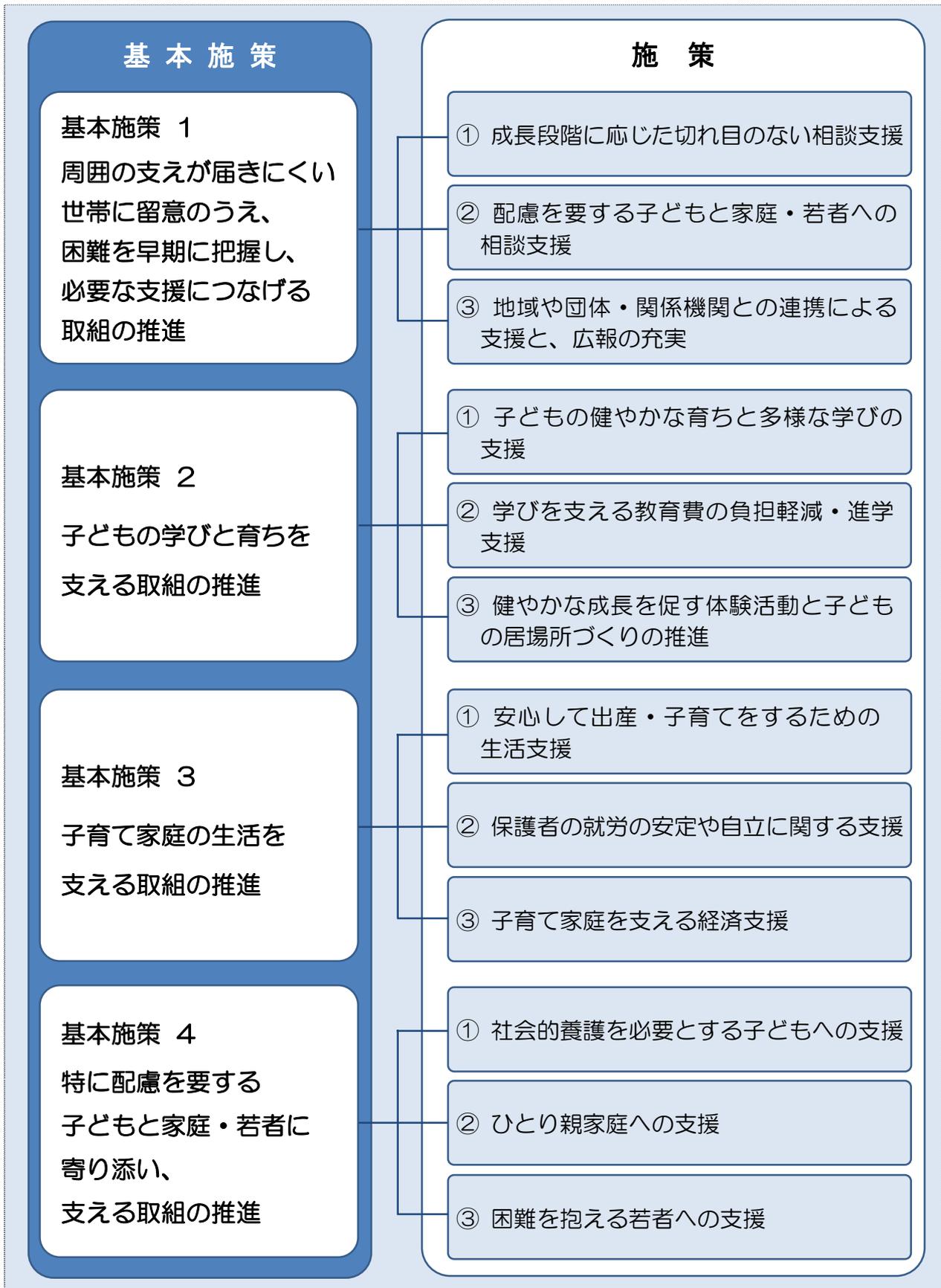
● **社会全体で子どもと家庭を支え、連携して対策を推進する視点**

子どもの貧困対策の推進にあたっては、子どもの貧困を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決する意識を強く持つ必要があります。

各施策の展開にあたっては、第一に子どもの視点に立って、行政、学校、地域、民間事業者や団体などが連携し、社会全体で子どもと家庭を支え、連携して対策を推進していきます。

5 施策の体系

基本目標の実現に向け、第2章で整理した課題を踏まえて4つの基本施策を設定し、次の体系に沿って具体的な取組を進めていくこととします。



第4章 具体的な施策の展開

基本施策1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

困難を抱えている世帯が、各種の支援を受けるためには、制度やサービスを知ること、相談窓口や申込先につながる必要があります。

しかしながら、子どもの生活実態調査の結果からは、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、制度やサービス、相談窓口を知らない割合が高いことが分かっており、また、周囲から貧困・困難が見えにくい世帯や、相談することに抵抗を感じている世帯があることも把握されています。

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、このように周囲の支えが届きにくい世帯があることに留意をしたうえで、関係するそれぞれの機関が子どもと家庭に接する機会を通じて困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組を推進していきます。

また、地域や団体・関係機関との連携による支援や、必要な情報を分かりやすく届ける広報の充実にも取り組んでいきます。

【施策①】成長段階に応じた切れ目のない相談支援

妊娠期から学齢期、社会的自立に移行する時期まで、それぞれの成長段階に応じた切れ目のない相談支援の充実を図ります。保健センターや学校、相談機関など、子どもが成長する過程で接する様々な機関が、それぞれの関わりの中で異変や困難を把握し、必要とする支援につなげていきます。

《 主な事業・取組 》

| ＜ 新規・拡充 ＞ | | | | | | | 1-① |
|-----------|---|-----|-----|-----|-------|----------|-----|
| 1 | 妊婦訪問事業 【拡充】 | | | | | 保) 保健所 | |
| | 妊婦のいる家庭に母子保健訪問指導員及び保健師が訪問し、相談に応じるとともに、必要に応じて面接相談や家庭訪問等による継続支援を行います。 令和5年度からは、初妊婦に加えて希望する経妊婦も対象とします。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | | |
| 2 | 地域での幼児教育相談・支援体制の推進事業 【拡充】 | | | | | 教) 学校教育部 | |
| | 幼児教育センターや市立幼稚園・市立認定こども園等で実施している子どもの発達・就学に関する教育相談について、相談の場所を拡充するほか、医療・福祉等の関係機関や学校、幼稚園・認定こども園、保育所と連携し、必要とする支援につなげていきます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | | | | | ● |

| ＜ 新規・拡充 ＞ | | | | | | | 1-① |
|-----------|---|-----|-----|-----|-------|----------|-----|
| 3 | スクールソーシャルワーカー活用事業 【拡充】 | | | | | 教) 学校教育部 | |
| | 社会福祉や教育に関する知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーの相談体制を強化し、児童生徒がおかれた様々な環境への働きかけや、問題の解決・支援の充実に取り組みます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | ● | | ● | |
| 4 | スクールカウンセラー活用事業 【拡充】 | | | | | 教) 学校教育部 | |
| | 児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者への教育相談を行うとともに、児童生徒への関わり方等について教職員への助言を行います。 小学校への配置時間数を拡大し、教育相談体制の一層の充実に取り組みます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | ● | | ● | |
| 5 | 各区こども家庭センター機能の整備 【拡充】 | | | | | 子) 児童相談所 | |
| | 各区保健センターに「こども家庭センター」の機能を整備し、身近な地域において、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| ● | ● | ● | ● | ● | | ● | |

| ＜ 継続 ＞ | | | | | | | 1-① |
|--------|--|-----|-----|-----|-------|--------|-----|
| 6 | 妊婦支援相談事業 | | | | | 保) 保健所 | |
| | 安心・安全な妊娠、出産のために、母子健康手帳交付時に母子保健相談員等が面接し、妊婦の不安の軽減を図るとともに、支援が必要な世帯を把握し継続支援につなげます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| ● | | | | | | | |
| 7 | 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業 | | | | | 保) 保健所 | |
| | 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した支援を充実させるとともに、給付金の支給により経済的負担の軽減を図ります。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| ● | ● | | | | | ● | |
| 8 | 産後のメンタルヘルス支援対策事業 | | | | | 保) 保健所 | |
| | 母子保健訪問指導事業において、母子保健訪問指導員や保健師等が、産婦のメンタルヘルス上の問題を早期に発見し支援します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| ● | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|----|---|-----|-----|-----|-------|----------------|-----|
| 9 | 乳児家庭全戸訪問事業 | | | | | 保) 保健所 | |
| | 生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握し、育児等の相談に応じます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | | |
| 10 | 区保育・子育て支援センターにおける相談支援 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 区保育・子育て支援センター（ちあふる）では、子育てに関する各種制度・サービスの情報提供、子育てや子どもの成長・発達にかかる相談支援、個別のケースに応じた専門機関等との連携など、子育て家庭が各種の支援を円滑に利用するための総合的な支援を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | | | | | ● |
| 11 | こそだてインフォメーション | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 各区のこそだてインフォメーションでは、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談に応じるとともに、必要な支援を円滑に利用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設及び子どもに関する各種制度等の情報提供を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | | | | | ● |
| 12 | 利用者支援事業 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 子育て家庭の身近な場所である、区保育・子育て支援センターとこそだてインフォメーションに「利用者支援専門員」が常駐し、個別のニーズに応じた適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | | | | | ● |
| 13 | 子どもの権利救済機関による相談支援（子どもアシストセンター） | | | | | 子) 子どもの権利救済事務局 | |
| | 子どもの権利条例に基づき設置された子どもの権利救済機関では、原則 18 歳未満の子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行います。 また、権利侵害からの救済の申立てに基づいて、公的第三者の立場で問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | ● | ● | | ● |
| 14 | 思春期特定相談事業 | | | | | 保) 障がい保健福祉部 | |
| | 概ね 12 歳から 18 歳 の子どもの心の相談について、子どもやその家族、子どもを支援する専門職を対象に、こころのセンターにおいて、電話と来所（来所相談は予約制）による相談支援を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | ● | ● | ● | | ● |

| | | | | | | | |
|----|--|-----|-----|-----|-------|--------|-----|
| 15 | 民生委員・児童委員 | | | | | 保) 総務部 | |
| | 民生委員は、児童福祉法に基づき児童委員を兼務しており、児童、妊産婦、母子家庭等の相談を受け、それぞれの抱える問題に応じて利用しうる制度、施設、サービス等について助言し、適切な関係機関の援助が受けられるよう支援しています。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | ● | | ● |

【施策②】 配慮を要する子どもと家庭・若者への相談支援

経済的に困難な状態にある子ども・若者は、これに加えて、疾病や障がい、不登校、虐待、両親の離婚といった傷つき体験、また保護者も、養育力の不足や、一人で生計維持と家事育児の両方を担うなど、配慮を要する複合的な困難を抱えている場合が少なくありません。

こうした様々な困難を抱える子どもと家庭・若者に対しては、表出した課題にとどまらず、成育環境等へのアプローチやアウトリーチ等の手法も含めて、きめ細かく寄り添った相談支援の充実に取り組んでいきます。

《 主な事業・取組 》

| ＜ 新規・拡充 ＞ | | | | | | | 1-② |
|-----------|---|-----|-----|-----|-------|----------|-----|
| 1 | 母子保健における児童虐待予防強化事業（妊娠 SOS 事業）【拡充】 | | | | | 保）保健所 | |
| | <p>予期せぬ妊娠や困難を抱える妊婦に対し、SNS等での相談や受診等の同行支援、緊急一時的な居場所の提供を行います。未受診となるおそれのある妊婦を対象として、初回産科受診料の助成を行います。</p> | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | | |
| 2 | 子どものくらし支援コーディネート事業 【拡充】 | | | | | 子）子ども育成部 | |
| | <p>子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援や重層的な見守りにつなげます。また、巡回施設の拡大に向けて、ニーズ調査を行います。</p> | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | | | ● |
| 3 | 児童相談体制の強化 【拡充】 | | | | | 子）児童相談所 | |
| | <p>第3次札幌市児童相談体制強化プランに掲げる、専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。</p> <p>また、同プランに基づき、専門職を計画的に配置するほか、第二児童相談所を設置します。</p> | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 4 | ヤングケアラー支援推進事業 【拡充】 | | | | | 子）子ども育成部 | |
| | <p>ヤングケアラーが安心して暮らし学ぶことができるよう、普及啓発、支援者向け研修を実施します。令和5年度以降、当事者同士の情報交換の場を拡充するとともに、専門相談窓口を開設するほか、家事援助などの支援を実施します。</p> | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

| ＜ 新規・拡充 ＞ | | | | | | | 1-② |
|-----------|--|-----|-----|-----|-------|------|--------|
| 5 | 生活困窮者自立支援事業 | | | | | 【拡充】 | 保) 総務部 |
| | 生活保護に至る前の段階での自立を支援するため、相談窓口（生活就労支援センターステップ）を設置し、情報提供や支援計画の作成、就労支援、家計改善の助言指導などを行います。令和6年度以降、SNS 相談や生活サポート総合相談など、相談事業の一層の充実を図っていきます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | | ● | ● |

| ＜ 継続 ＞ | | | | | | | 1-② |
|--------|---|-----|-----|-----|-------|----------|-----|
| 6 | 児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援 | | | | | 子) 児童相談所 | |
| | 児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18 歳未満の児童虐待通報への対応のほか、関係部署と連携して、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など、児童に関する各種の相談支援を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | ● | | ● |
| 7 | 児童家庭支援センターにおける相談支援 | | | | | 子) 児童相談所 | |
| | 児童家庭支援センターでは、地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っています。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | ● | ● | | ● |
| 8 | 子ども安心ホットライン | | | | | 子) 児童相談所 | |
| | 24 時間 365 日体制の「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を児童相談所内に開設しており、専門の電話相談員が相談支援を行っています。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | ● | ● | | ● |
| 9 | 養育支援員派遣事業 | | | | | 子) 児童相談所 | |
| | 養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施することで、在宅で継続的に支援する体制を強化し、児童虐待の発生防止に努めます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | ● | ● | | ● |
| 10 | 特別支援教育地域相談推進事業 | | | | | 教) 学校教育部 | |
| | 障がいや不登校、日本語習得の困難さなどにより、個別に支援を必要とする子どもへの相談・支援を総合的に行う体制を充実させるとともに、保護者の不安軽減を図ります。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | ● | ● | ● | | ● |

| | | | | | | | |
|----|--|-----|-----|-----|-------|-------------|-----|
| 11 | 困難を有する若者への相談支援 | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 若者支援施設において、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | ● | ● | | |
| 12 | ひきこもり対策推進事業 | | | | | 保) 障がい保健福祉部 | |
| | 「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもりの本人や家族からの電話や来所による相談対応や訪問支援を行うとともに、本人や家族の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を設置運営します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 13 | 困難を抱える若年女性支援事業 | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 様々な困難を抱えた若年女性を支援するため、アウトリーチ支援、一時的な居場所の提供、自立支援など、公的機関等への「つなぎ」を行う相談事業を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| ● | | | | ● | ● | | |
| 14 | 母子・婦人相談員 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 各区に母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭等の抱える様々な課題に対して、きめ細やかな相談支援を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | | | ● |
| 15 | 障がい者相談支援事業 | | | | | 保) 障がい保健福祉部 | |
| | 障がいのある方やその家族の地域生活を支えるため、福祉サービスの紹介や利用の援助、生活の困りごとに対する相談、関係機関との連絡調整などを行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 16 | 障がい児等療育支援事業 | | | | | 保) 障がい保健福祉部 | |
| | 在宅の障がい児（18歳未満）、その家族、それらの関係者や支援者等を対象に、訪問療育、外来療育、施設支援を実施します。福祉サービス等につながっておらず、療育指導を受ける機会の少ない方を対象に、原則1人6か月以内の利用としています。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | | | ● |
| 17 | ホームレス自立支援事業 | | | | | 保) 総務部 | |
| | ホームレス相談支援センターJOINにおいて、ホームレスに対し、一時的な衣食住環境を提供する一時生活支援事業と自立へ向けた支援を行う自立相談支援事業を一体的に実施するほか、週に一度の巡回相談、関係団体によるネットワーク会議、ホームレス総合相談会の開催等を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | | ● | ● |

【施策③】 地域や団体・関係機関との連携による支援と、広報の充実

複合的な困難を抱える子どもと家庭・若者への支援にあたっては、地域住民・団体や関係機関との間で、適切な情報共有と連携が行われることが重要です。加えて、子どもが成長する過程において、支援者が変わったとしても支援を途切れさせないことも大切です。

このため、地域における様々な団体や関係機関とのネットワークの形成と強化、幼保小連携など異年齢期の支援接続の推進に取り組みます。

また、困難を抱えている子どもと家庭・若者に、必要とする情報が届くよう、ICTも活用したわかりやすい広報の充実に取り組んでいきます。

《 主な事業・取組 》

| ＜ 継続 ＞ | | | | | | | 1-③ |
|--------|--|-----|-----|-----|-------|----------------|-----|
| 1 | 保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 | | | | | 保) 保健所 | |
| | 医療機関が、保健センターが実施する訪問等による支援を必要とする母子を把握した場合に、保健センターに対し情報提供を行います。訪問指導等を実施した保健センターは、その結果を医療機関に報告し、保健と医療の情報を共有し適切な育児支援を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | | | | | ● |
| 2 | 幼保小連携・接続の推進 | | | | | 教) 学校教育部 | |
| | 幼児期と児童期の教育の円滑な接続・連携を図るため、幼保小連携推進協議会において教職員の合同の研修会、情報交流、幼児の支援内容の引継ぎ会等を実施し、接続期の教育内容や指導方法の相互理解・連携等を目指します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | | | | |
| 3 | 子どものための相談窓口連絡会議 | | | | | 子) 子どもの権利救済事務局 | |
| | 子どもアシストセンターが持つ救済機能の周知を図るとともに、実例に即した具体的な情報や意見の交換を行い、子どもを権利侵害から救済するための幅広い連携体制を確保することを目的として、「子どものための相談窓口連絡会議」を開催します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | | | ● |
| 4 | 要保護児童対策地域協議会 | | | | | 子) 児童相談所 | |
| | 被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るため、関係機関等が理解を深め、情報の交換や支援内容の協議を行うことを目的として、要保護児童対策地域協議会を設置・運営します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | | | ● |

| | | | | | | | |
|---|---|-----|-----|-----|-------|-----------|-----|
| 5 | さっぽろ子ども・若者支援地域協議会 | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等による適切な支援を組み合わせることにより、効果的かつ円滑な支援を実施することを目的として、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会を設置・運営します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | ● | ● | ● | ● | ● |
| 6 | 利用者の立場に立った広報の展開 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 各種制度や相談窓口、支援機関などの情報が、必要としている方に確実に届くよう、アプリやAIチャットボットなども活用しながら、利用者の立場に立った広報を展開していきます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | | | ● |
| 7 | ひとり親家庭への広報の充実 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに関する事など、必要な情報が確実に届くよう、SNSなども活用したプッシュ型の広報等に取り組みます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | | | ● |

基本施策 2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進

家庭の状況に関わらず、全ての子どもが健やかに育ち、質の高い教育を受け、将来に向かって、能力と可能性を伸ばしていけるようにする必要があります。

子どもの生活実態調査からは、経済的な困難を抱えている世帯において、教育や体験の機会、学習環境などに、不利や制約が生じていることが把握されています。また、障がいや不登校など複合的な困難を抱え、発達や学びに配慮と支援を必要とする子どももいます。

この基本施策では、子ども一人ひとりが年齢や発達などに応じ、安心して学び、成長していくことができるよう、心身の健やかな発育・発達を促すとともに、学びに困難を抱える児童生徒への支援、学習意欲の向上につながる学習機会の提供、教育費等の負担軽減などに取り組みます。

また、全ての子どもが、安心して過ごすことができる居場所を持ちながら、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験や交流の機会を持てるよう、取組を推進していきます。

【施策①】子どもの健やかな育ちと多様な学びの支援

幼児期から学齢期にかけて、年齢や発達に応じて健やかに育ち、安心して教育・保育を受けることができるよう、環境や質の確保に取り組みます。

早い段階からの健康診査や相談支援の実施などにより、健やかな発育・発達を促すとともに、一人ひとりの子どもが家庭の状況などに関わらず、将来に向かって「学ぶ力」を身につけ豊かな心を育むために、ニーズを踏まえた学びの提供や、育ちの支援を進めていきます。

学習に困難を抱える子どもや不登校の子どもに対しても、学校以外の場における多様な学習活動も含めた支援に取り組んでいきます。

《 主な事業・取組 》

| ＜ 新規・拡充 ＞ | | 2-① | | | | |
|-----------|---|-------------|-----|-----|--------|----|
| 1 | 3歳児健診視覚検査事業 | 【新規】 | | | 保) 保健所 | |
| | 3歳児健康診査の際に、屈折検査機器を用いた視覚検査を行うことで、視覚が発達していく時期に弱視等を見逃すことなく、早期に適切な治療につなげます。 視力に関する相談や情報収集する機会を提供し、良好な視力が得られる可能性を高め、子育て中の心配を軽減します。 (令和5年度に1区で試行実施し、段階的に対象区を拡大予定) | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 |
| | ● | | | | | ● |

| ＜ 新規・拡充 ＞ | | | | | | | 2-① |
|-----------|--|-----|-----|-----|-------|----------|-----|
| 2 | 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 【拡充】 | | | | | 保) 保健所 | |
| | 「小児慢性特定疾病児童等自立支援センター」を設置し、慢性的な疾病に罹患していることで自立に困難を抱えている児童等に対する相談体制を強化します。また、将来の就労に向けた学びの支援などを実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | | ● | |
| 3 | 不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業 【拡充】 | | | | | 教) 学校教育部 | |
| | 不登校児童生徒が、学びたいと思った時に学べるよう、教育支援センターのサテライト設置やオンラインによる支援などに取り組んでいきます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | | | | |
| 4 | 相談支援パートナー事業 【拡充】 | | | | | 教) 学校教育部 | |
| | 不登校やその心配のある子どもに対し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うために、小・中学校に相談支援パートナー等を配置し、不登校の未然防止や状況改善に加えて、小学校等の早い段階からの支援の充実に向けて取り組みます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | | | | |
| 5 | 帰国・外国人児童生徒教育支援事業 【拡充】 | | | | | 教) 学校教育部 | |
| | 日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒が学校生活等に円滑に適應できるよう、指導協力者の派遣を行うなど、個々の状況に応じた支援を充実します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | ● | | | |
| 6 | 札幌まなびのサポート事業 【拡充】 | | | | | 保) 総務部 | |
| | 生活困窮世帯の中学生の子どもに対し、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援事業を実施します。また令和6年度からは、体験型の学習活動を強化するとともに、保護者に対する教育知識の周知や進路相談会を実施いたします。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | ● | | | | ● |

| ＜ 継続 ＞ | | | | | | | 2-① |
|--------|--|-----|-----|-----|-------|--------|-----|
| 7 | 乳幼児健康診査 | | | | | 保) 保健所 | |
| | 区保健センターにおいて4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | | ● |

| | | | | | | | |
|----|---|-----|-----|-----|-------|--------|-----|
| 8 | 乳幼児健康診査における栄養指導 | | | | | 保) 保健所 | |
| | 乳幼児健康診査の際に、健康的な食生活の実践に役立つ食事に関する情報提供を行ったり、個別の相談に応じるなど、望ましい食習慣を形成するための支援を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | ● | |
| 9 | 歯科口腔保健推進事業 | | | | | 保) 保健所 | |
| | 歯と口の健康について、地域での健康相談や電話相談を、歯科衛生士が受けています。また、市内の保健センターでは、歯科医師による妊産婦対象の無料歯科健診と、乳幼児健診での歯科健診・保健指導を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| ● | ● | ● | ● | | | ● | |
| 10 | 赤ちゃんの耳のきこえ支援事業 | | | | | 保) 保健所 | |
| | 先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関等における新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークの構築を図ります。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | | |
| 11 | 未熟児養育医療給付 | | | | | 保) 保健所 | |
| | 入院医療を必要とする未熟児を対象に、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | | |
| 12 | 結核児童療育給付 | | | | | 保) 保健所 | |
| | 18歳未満の結核にかかっている児童であって、指定療育機関の医師が長期療養のために入院が必要と認めたものに対し必要な医療の給付並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | | | |
| 13 | 自立支援医療（育成医療） | | | | | 保) 保健所 | |
| | 障がいのあるまたは医療を行わなければ将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童を対象に、指定自立支援医療機関において、手術などにより生活能力を回復するために必要な医療費の支給を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | | | |

| | | | | | | | |
|----|---|-----|-----|-----|-------|-------------|-----|
| 14 | 障害児通所給付費 | | | | | 保) 障がい保健福祉部 | |
| | 障がいのある児童に、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）の利用に必要な費用の一部を支給します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | | | |
| 15 | 幼児期における家庭教育支援の充実 | | | | | 教) 学校教育部 | |
| | 市立幼稚園等において、幼児やその保護者等を対象に活動体験や子育てに関する講座などを実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | | ● |
| 16 | 「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進 | | | | | 教) 学校教育部 | |
| | 学校・家庭・地域と教育委員会が一体となり、子どもたちに、「学ぶ力」の3要素「学ぶ意欲（主体的に学習に取り組む態度）」「学んだ力（基礎的・基本的な知識・技能）」「活かす力（思考力・判断力・表現力等）」をバランスよく育みます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | | | |
| 17 | 家庭教育事業 | | | | | 教) 生涯学習部 | |
| | 家族とのふれ合い等を通じて、子どもたちの生きる力の基礎的な資質や能力を育てる家庭教育の重要性を広く伝え、各家庭の教育力の向上を図るため、親同士が交流しながら学ぶ場や、講演会等の学習機会を提供します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | | | ● |
| 18 | 子どもを共感的に理解するための教員研修の充実 | | | | | 教) 学校教育部 | |
| | 子どもを取り巻く様々な諸課題に対応できる専門的知識・技能を向上させるために、教職員に対する研修等の一層の充実を図ります。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | | | |
| 19 | 子どもの学びの環境づくり事業 | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 不登校児童生徒の受け皿となっている札幌市内のフリースクール等民間施設に対し、児童生徒の指導体制の整備や、教材・体験活動等の充実を目的として当該経費の一部を助成します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | | | | |

| | | | | | | | |
|----|--|-----|-----|-----|-------|-----------|-----|
| 20 | 市立札幌大通高等学校における支援の充実 | | | | | 教) 学校教育部 | |
| | 多様なニーズを有する大通高校の生徒に対して、企業や福祉機関等の外部機関と連携した学習支援や就労支援を行うとともに、海外帰国生徒等に対しては母語支援等を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | ● | | | |
| 21 | ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | ひとり親家庭の小学3年生から中学生の子どもに大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を行うなど、ひとり親家庭が不安感を解消できる居場所を提供します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | | | | |
| 22 | アイヌ民族の児童・生徒の学習支援 | | | | | 市) 市民生活部 | |
| | アイヌ民族の児童・生徒に対し、進学率向上を目的とした学習支援事業を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | ● | | | |

【施策②】 学びを支える教育費の負担軽減・進学支援

経済的な困難を抱えている世帯に対して、世帯の収入等に応じて、学校教育にかかる費用の支援を着実に実施します。

すべての意欲と能力のある子どもが、安心して高等学校や大学等に進学できるよう、国や北海道が実施する高等学校等就学支援金や高等教育修学支援新制度と併せて、返済義務のない奨学金などを給付し、進学や技能習得を支援します。

また、通学に要する費用の助成などを通じて、子どもの学びを経済面から支えていきます。

《 主な事業・取組 》

| ＜ 新規・拡充 ＞ | | | | | | | 2-② |
|-----------|---|-----|-----|-------|----|------|----------|
| 1 | 札幌市奨学金支給事業 | | | | | 【拡充】 | 教) 学校教育部 |
| | 意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生または生徒に対し、返還義務のない奨学金を支給します。 | | | | | | |
| | 令和6年度以降に支給人数を拡大し、高等学校や大学等への進学支援の充実に取り組みます。 | | | | | | |
| 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 | |
| | | | | ● | ● | | |

| ＜ 継続 ＞ | | | | | | | 2-② |
|--------|---|-----|-----|-----|-------|----|----------|
| 2 | 就学援助 | | | | | | 教) 学校教育部 |
| | 経済的理由により、就学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | | | | |
| 3 | 特別支援教育就学奨励費 | | | | | | 教) 学校教育部 |
| | 札幌市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒、通常学級に在籍しているが重度の障がいや疾病のある児童生徒、通級指導教室に通級している児童生徒がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | | | | |
| 4 | 義務教育児童生徒遠距離通学定期料金助成 | | | | | | 教) 学校教育部 |
| | 一定の要件を満たす、札幌市立小・中学校へバス等の公共交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期料金の全額を助成します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|-----|-----|-----|-------|-----------|-----|
| 5 | 札幌市高等学校等生徒通学交通費助成事業 | | | | | 教) 学校教育部 | |
| | 札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校などに通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の 1/2 を助成します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | ● | | | |
| 6 | 高等学校定時制課程教科用図書給与 | | | | | 教) 学校教育部 | |
| | 高等学校定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として、高等学校定時制課程に在学する有職生徒に教科用図書を給与します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | ● | | | |
| 7 | 札幌市特別奨学金支給事業 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 札幌市特別奨学金支給条例に基づき、経済的に困窮している世帯の子どもが技能習得を目的とした高等学校等に通うために必要な学資を支給します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | ● | ● | | |
| 8 | 児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業 | | | | | 子) 児童相談所 | |
| | 児童福祉施設等入所児童（里親委託児童を含む。）が、大学などに入学するため措置解除となる場合、60 万円（年額）を限度額として措置解除後の生活費等を支給する取組を実施します（支給期間 1 年間）。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | ● | | |
| 9 | 公立大学法人札幌市立大学運営費交付金の交付(授業料・入学金の減免) | | | | | 政) 政策企画部 | |
| | 経済的困窮状態にある学生が、学費の不安を抱えることなく、勉学に集中できる環境を提供できるよう、札幌市立大学への運営費交付金において授業料・入学金の減免にかかる費用を加味します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | ● | | |

【施策③】 健やかな成長を促す体験活動と子どもの居場所づくりの推進

子どもの頃の体験活動は、自尊感情や自立心、協調性など、社会で生き抜く力を得るための糧となり、人生を豊かにする基盤となります。このため、多様な体験活動や、外遊びに接する機会を持てるよう支援し、子どもの健やかな成長を促していきます。

また、地域のつながりが希薄になる中、孤立や不登校など、複雑・複合化する課題に対応するうえでも、個別のニーズに合った多様な居場所が求められています。

子どもが放課後を安心して過ごすことができる児童会館等の整備や、放課後児童健全育成事業の充実を図っていくとともに、子ども食堂をはじめとする地域の居場所（サードプレイス）づくりへの支援も進めていきます。

《 主な事業・取組 》

| ＜ 新規・拡充＞ | | | | | | | 2-③ |
|----------|---|-----|-----|-----|-------|-----------|-----|
| 1 | 子どもの職業体験事業 【新規】 | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 子どもが将来への夢を描けるよう、小学校高学年を対象として、働く大人、社会や職業に関わる様々な現場に直接触れることのできる、企業訪問型の職業体験事業を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | | | | | |
| 2 | 地域学校協働活動推進事業 【拡充】 | | | | | 教) 生涯学習部 | |
| | 地域・学校・保護者等が協働し、多様な学びや体験の機会を子どもたちに提供するとともに、地域と学校の持続可能な連携・協働の体制づくりを支援し、地域全体で子どもを育てる環境を醸成していきます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | | | | |
| 3 | 野外教育総合推進事業 【拡充】 | | | | | 教) 生涯学習部 | |
| | 学校に行きたくても行けないなど、生活に課題や不安を抱える子どもたちを対象に、「チャレンジ自然体験」として様々な体験活動の機会を提供し、自己肯定感や達成感等を育みます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | | | | |
| 4 | 地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組 【拡充】 | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 子ども食堂に加えて、食事の提供を伴わない子どもの居場所づくり活動にも補助を拡大し、子どもが安心して過ごすことのできる居場所を充実させるとともに、地域で子どもを見守る環境の強化を図ります。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | ● | | | |

| ＜ 新規・拡充 ＞ | | | | | | | 2-③ |
|-----------|---|-----|-----|-----|-------|--------|-----|
| 5 | 札幌まなびのサポート事業 【拡充】 | | | | | 保) 総務部 | |
| | ※再掲 施策2-① 生活困窮世帯の中学生の子どもに対し、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援事業を実施します。また令和6年度からは、体験型の学習活動を強化するとともに、保護者に対する教育知識の周知や進路相談会を実施いたします。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | ● | | | | ● |

| ＜ 継続 ＞ | | | | | | | 2-③ |
|--------|---|-----|-----|-----|-------|-----------|-----|
| 6 | プレーパーク推進事業 | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、子どもが身近な公園等において自分の責任で自由に遊ぶことができるよう、地域住民等が主体的に開催・運営するプレーパークを推進します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | | | |
| 7 | 子どもの体験活動の場支援事業 | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、子どもの自立性と社会性を育むことを目的に、プレーパークや昔遊びなど、多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Coミドリ（こみどり）」の運営を支援します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | | | | | |
| 8 | 少年団体活動促進事業 | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 子どもの健やかな成長を促進するため、地域や企業と連携して、リーダーシップを養う研修・健全育成事業を実施するほか、異年齢交流などで子どもの主体性・協調性を育む子ども会等少年団体の活発化を図ります。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | ● | | | |
| 9 | 進路探究学習（キャリア教育）推進事業 | | | | | 教) 学校教育部 | |
| | 中学校における進路探究学習（キャリア教育）を推進するため、民間企業等と連携し、様々な職業体験や出前講座等を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | ● | | | | |
| 10 | 子どもの文化芸術体験事業 | | | | | 市) 文化部 | |
| | 子どもが優れた文化芸術に触れる機会の充実を図り、創造性を育むことを目的として、小学6年生を対象としたオーケストラ鑑賞事業「Kitara ファースト・コンサート」やミュージカル体験事業「こころの劇場」、小学5年生を対象とした美術館鑑賞や創作活動の体験機会を提供する「ハロー！ミュージアム」等を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | | | | | |

| ＜ 継続 ＞ | | | | | | | 2-③ |
|--------|---|-----|-----|-----|-------|-----------|-----|
| 11 | さっぽろっ子ウインタースポーツ料金助成事業 | | | | | ス) スポーツ部 | |
| | 子どもがスキーやスケートに親しむ機会を創出することを目的として、未就学児を対象としたスキーレンタルセット料金助成、小学生を対象としたスキーリフト料金助成、小中学生を対象としたスケート貸靴料金助成を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | | | | |
| 12 | 新型児童会館整備 | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 既存の児童会館及びミニ児童会館（放課後子ども館を含む。）を、小学校（必要に応じ、まちづくりセンターや地区会館など地域のまちづくり活動施設）と併設した児童会館として再整備していきます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | | | ● |
| 13 | 札幌市民間児童育成会運営補助 | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、生活の場と適切な遊びの提供を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | | | | | ● |
| 14 | 児童会館、ミニ児童会館 | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 児童会館、ミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。 ※児童会館は高校生まで、ミニ児童会館は小学生が対象 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | | | ● |
| 15 | 放課後子ども教室 | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 児童会館やミニ児童会館が利用しにくい地域で、地域住民や保護者等が運営する「放課後子ども教室」を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | | | | ● |
| 16 | ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 ※再掲 施策2-① | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | ひとり親家庭の小学3年生から中学生の子どもに大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を行うなど、ひとり親家庭が不安感を解消できる居場所を提供します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | | | | |

基本施策3 子育て家庭の生活を支える取組の推進

子どもが将来に向かって健やかに成長していくうえで、全ての子育て家庭がニーズに応じた支援を受け、安心して子育てできる環境が必要です。

この基本施策では、保護者の状況に応じた保育サービスの提供や、子育てに不安や困難を抱える家庭に対するサポートの実施など、子育て家庭の生活支援に取り組んでいきます。

経済的に困難な状況にある家庭に対しては、暮らし向きの安定に向けた就労支援や、家計再建などの支援を進めます。

また、国において実施を検討している児童手当の拡充と合わせて、子ども医療費助成の対象拡大など、子育て家庭の経済的な負担の軽減にも取り組んでいきます。

【施策①】安心して出産・子育てをするための生活支援

全ての子育て家庭と妊産婦が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産、子育て期まで、各ステージに応じた支援や負担の軽減を図るとともに、地域における子育て支援の場や機会の充実に取り組みます。

また、保育所等の整備などによる必要な保育の受け皿の確保や、一時預かりなど保護者の状況に応じた多様な保育サービスを提供し、子育て家庭の生活を支えていきます。

《 主な事業・取組 》

| ＜ 新規・拡充 ＞ | | | | | | | 3-① |
|-----------|--|-----|-----|-----|-------|------|-----------|
| 1 | 産後のママの健康サポート事業 | | | | | 【新規】 | 保) 保健所 |
| | 産後の心身の状態を把握し、産後うつ予防や早期発見のため、出産後間もない時期の産婦に対して健康診査の費用の一部を助成し、必要な支援につなげます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | | |
| 2 | 産後ケア事業 | | | | | 【拡充】 | 保) 保健所 |
| | 一定の要件を満たす産婦に対し、施設への宿泊または日帰りで育児に関する助言等の実施や休養の機会を提供します。 新たに、利用者の居宅でケアを提供するアウトリーチ型の支援を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | | |
| 3 | 病児・病後児保育事業 | | | | | 【拡充】 | 子) 子育て支援部 |
| | 子育てと就労の両立を支援するため、子どもが病気の際、就労などで自宅での保育が困難な場合に、一時的に病児・病後児を保育する施設を拡大します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | | | | ● |

| ＜ 新規・拡充 ＞ | | | | | | | 3-① |
|-----------|--|-----|-----|-----|-------|------|-----------|
| 4 | 保育人材の確保 | | | | | 【拡充】 | 子) 子育て支援部 |
| | 「保育人材支援センターさぼ笑み」の運営や保育支援者配置補助事業、一時金給付事業の実施などによる保育人材確保に向けた取組の充実を図ります。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | | ● |

| ＜ 継続 ＞ | | | | | | | 3-① |
|--------|--|-----|-----|-----|-------|-----------|-----|
| 5 | 妊婦一般健康診査 | | | | | 保) 保健所 | |
| | 妊婦に対して、妊婦一般健康診査受診票（全 14 回）を交付し、妊婦健診にかかる費用の一部を助成します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | | |
| 6 | 助産施設 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 助産施設では、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に、助産を受けさせることにより、安全で衛生的な出産を保証します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | | |
| 7 | 子育てサロン | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 子育て家庭の孤立や不安解消を図り、安心して子育てできる環境づくりを進めるため、乳幼児をもつ親子が集まり、自由に交流できる場所として、子育てサロンを設置・運営します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | | | | | ● |
| 8 | 私立保育所等整備補助事業 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 私立保育所等の整備を促進するために必要な整備費を補助し、保育の受け皿を確保するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な保育環境を確保します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | | | | | ● |
| 9 | 休日保育 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、日曜、祝日に保育を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | | | | | ● |

| | | | | | | | |
|----|--|-----|-----|-----|-------|-----------|-----|
| 10 | 夜間保育事業 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前0時（一部は午後10時）までの保育を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | ● | |
| 11 | 時間外保育事業 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 私立認可保育所等が開所時間の11時間を超えて、18時以降に1時間または2時間の時間外保育を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | ● | |
| 12 | 一時預かり事業 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 認可保育施設での一時預かりを実施します。（一般型保育所タイプ・一般型幼稚園タイプ・幼稚園型） | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | ● | |
| 13 | 保育所等の利用調整 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | ● | |
| 14 | 市立幼稚園預かり保育事業 | | | | | 教) 学校教育部 | |
| | 市立幼稚園において、就労等様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容の充実や園と子育ての支援等について研究する中で、子どもの健やかな育ちと保護者が安心して子育てができる環境を整えます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | ● | |
| 15 | 保育施設職員等への研修実施 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 保育所等の職員を対象とした研修の実施により、市民の保育ニーズの多様化に対応できるように保育関係者の資質の向上を図ります。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | ● | |

| | | | | | | | |
|----|--|-----|-----|-----|-------|-----------|-----|
| 16 | ファミリー・サポート・センター事業 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 子育ての支援を受けたい方と援助したい方により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援します。日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と、緊急時や病児、病後児の預かりに対応する「こども緊急サポートネットワーク事業」の2つの事業を実施します。 併せて、病児、病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | | | | ● | |
| 17 | 子育て短期支援事業（子どもショートステイ） | | | | | 子) 児童相談所 | |
| | 児童を養育している家庭の保護者が、病気、出産や育児疲れ等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童を一時的に養育します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | | ● | |
| 18 | 札幌市民間児童育成会運営補助 ※再掲 施策2-③ | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、生活の場と適切な遊びの提供を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | | | | ● | |
| 19 | 児童会館、ミニ児童会館 ※再掲 施策2-③ | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 児童会館、ミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。 ※児童会館は高校生まで、ミニ児童会館は小学生が対象 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | | ● | |
| 20 | 放課後子ども教室 ※再掲 施策2-③ | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 児童会館やミニ児童会館が利用しにくい地域で、地域住民や保護者等が運営する「放課後子ども教室」を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | | | ● | |

【施策②】 保護者の就労の安定や自立に関する支援

子どもが健やかに成長するうえにおいては、家庭の暮らし向きの安定が欠かせません。経済的な困難を抱えている家庭に対しては、家計の再建に向けた支援を進めます。

就労に困難を抱えている保護者に対しては、個々の状況に応じた多様な支援を行い、就労の安定と向上、経済的な自立を支えていきます。

また、事業者に対しても、育児休業や子の看護休暇の導入などの取組を支援し、就労と子育てを両立しやすい環境の整備を進めていきます。

《 主な事業・取組 》

| ＜ 新規・拡充 ＞ | | | | | | | 3-② |
|-----------|---|-----|-----|-------|-------|-----|-----------|
| 1 | 生活困窮者自立支援事業 【拡充】 | | | | | | 保) 総務部 |
| | ※再掲 施策1-② | | | | | | |
| | 生活保護に至る前の段階での自立を支援するため、相談窓口（生活就労支援センターステップ）を設置し、情報提供や支援計画の作成、就労支援、家計改善の助言指導などを行います。令和6年度以降、SNS相談や生活サポート総合相談など、相談事業の一層の充実を図っていきます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | | ● | ● |
| 2 | 就労ボランティア体験事業 【拡充】 | | | | | | 保) 総務部 |
| | 直ちに一般就労への移行が困難な生活保護受給者または生活困窮者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援するため、就労体験やボランティア活動の場を提供します。令和6年度以降は、活動の場の充実を図ります。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | | | | | | |
| | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 | |
| | | | | | ● | ● | |
| 3 | 育児休業等取得助成金事業 【拡充】 | | | | | | 子) 子ども育成部 |
| | 札幌市ワーク・ライフ・バランス plus の企業認証を受けている企業のうち従業員数300人未満の企業が、育児休業取得者の代替要員を雇用した場合や、子の看護休暇を有給制度として改正し従業員が利用した場合などに支給する助成金を拡充します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | | | | | | |
| | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 | |
| | | | | | | ● | |
| ＜ 継続 ＞ | | | | | | | 3-② |
| 4 | 女性の多様な働き方支援窓口運営事業 | | | | | | 経) 産業振興部 |
| | 子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性を支援する女性向け就労支援窓口「ここシェルジュSAPPORO」を運営します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | | | | | | |
| | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 | |
| | | | | | | ● | |

| | | | | | | | |
|---|---|-----|-----|-----|-------|----------|-----|
| 5 | ワークトライアル事業 | | | | | 経) 産業振興部 | |
| | 概ね 50 歳以下の求職者及び非正規社員を対象に、就職に必要な能力及び社会人基礎力を身につけてもらう研修や職場実習等を実施し、市内企業への正社員就職を支援します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | ● | ● | |
| 6 | 生活保護 | | | | | 保) 総務部 | |
| | 生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 7 | 就労支援相談員 | | | | | 保) 総務部 | |
| | 区保護課に配置した就労支援相談員が、就労可能な生活保護受給者に対して、職業相談や求人情報の収集及び提供等を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | ● | ● | |

【施策③】子育て家庭を支える経済支援

子どもの生活実態調査では、約半数の子育て家庭が「家計の状況が『ぎりぎり』または『赤字』」と回答しており、経済的な困難を抱える家庭は、さらに厳しい状況にあることが確認されています。

こうした子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期を通して、児童手当をはじめとする手当等の給付を行うとともに、医療費などの負担軽減策を拡大し、経済的な支援を強化していきます。

また、住まいの面でも子育て家庭が安心して生活できるよう、市営住宅への優先的な入居や、住宅の確保を支援します。

《 主な事業・取組 》

| ＜ 新規・拡充 ＞ | | | | | | | 3-③ |
|-----------|--|-----|-----|-----|-------|-----------|-----|
| 1 | 産前産後期間の国民健康保険料免除制度 【新規】 | | | | | 保) 保険医療部 | |
| | 次世代育成支援の観点から、国民健康保険被保険者が出産した際、産前産後の国民健康保険料を一定期間免除します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | | |
| 2 | 子ども医療費助成 【拡充】 | | | | | 保) 保険医療部 | |
| | 小学生以下の入院・通院及び中学生の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。 令和6年4月以降、段階的に、高校3年生まで助成対象を拡大します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | ● | ● | | |
| 3 | ひとり親家庭等医療費助成 【拡充】 | | | | | 保) 保険医療部 | |
| | ひとり親家庭の20歳未満の子どもの入院・通院及びひとり親家庭の親の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。 令和6年8月からは、新たに非課税世帯の親の通院にかかる医療費の助成を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者(20歳未満) | 保護者 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 4 | 第2子以降の保育料無償化事業 【拡充】 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 特定教育・保育施設等を利用している多子世帯の保育料を軽減するため、同時入所要件を撤廃し、世帯の所得や子の年齢差によらず、第2子以降の保育料無償化を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | | | | | ● |
| 5 | 児童手当 【拡充】 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 子育て家庭等の生活安定と児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給します。 (国による制度改正を受けて対象の拡大を予定。) | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | ● | 国で検討中 | | ● |

| ＜ 新規・拡充 ＞ | | | | | | | 3-③ |
|-----------|---|-----|-----|-----|-------|-----------|-----|
| 6 | 住宅確保要配慮者居住支援事業 【拡充】 | | | | | 都) 市街地整備部 | |
| | 子どもを養育している方や高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、札幌市居住支援協議会を運営し、入居から退去までの困りごとをサポートします。 令和5年度からは、相談窓口を1時間拡大して実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | ● | ● | |

| ＜ 継続 ＞ | | | | | | | 3-③ |
|--------|---|-----|-----|-----|-------|-------------|-----|
| 7 | 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業 ※再掲 施策1-① | | | | | 保) 保健所 | |
| | 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した支援を充実させるとともに、給付金の支給により経済的負担の軽減を図ります。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | | | | | ● |
| 8 | 特別児童扶養手当 | | | | | 保) 障がい保健福祉部 | |
| | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神または身体に障がいをもつ20歳未満の児童を監護または養育する方に特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者(20歳未満) | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 9 | 障害児福祉手当 | | | | | 保) 障がい保健福祉部 | |
| | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者(20歳未満) | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| 10 | 小児慢性特定疾病医療費支給 | | | | | 保) 保健所 | |
| | 小児慢性特定疾病にかかっている児童やその家族に対して、医療給付や相談事業などを行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | | | ● |

| | | | | | | | |
|----|---|-----|-----|-----|-------|-----------|-----|
| 11 | 認可外保育施設等利用給付事業 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 国の基準に基づき、施設等利用給付認定を受けて、給付の対象となる認可外保育施設等を利用した方を対象に、支払い後の還付による利用料の給付を行います（給付額上限あり）。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | ● | |
| 12 | 実費徴収に係る補足給付事業 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 保育・教育に必要な物品の購入に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、生活保護世帯等に助成します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | ● | |
| 13 | 学校給食費負担軽減事業 | | | | | 教) 生涯学習部 | |
| | 昨今の物価高騰を踏まえ、子育て世帯への支援として、学校給食費の負担軽減を継続します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | | | ● | |
| 14 | 未就学児に対する国民健康保険料軽減制度 | | | | | 保) 保険医療部 | |
| | 未就学児（小学校入学前の方）の国民健康保険料について、年度を通じて均等割額を5割軽減します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | | ● | |
| 15 | 市営住宅への入居 | | | | | 都) 市街地整備部 | |
| | 市営住宅の入居申込みに際して、ひとり親世帯や多子世帯の当選確率が高まるような優遇措置、子育て家庭や若者夫婦世帯に配慮した募集を行います。 令和6年度からは、単身入居の対象者に児童養護施設退所者等を加えるほか、当選確率を高める優遇対象に若者夫婦世帯、小さな子どもがいる世帯を追加します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | ● | ● | |
| 16 | 生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） | | | | | 保) 総務部 | |
| | 離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方に対して、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的に、住居確保給付金を支給します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | ● | ● | |

基本施策 4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進

経済的な困難を抱える子どもと家庭・若者の背景には、様々な社会的な要因が存在します。とりわけ、虐待や両親の離婚、いじめや不登校などを経験し、特に配慮を要する子どもと家庭・若者は、生活基盤が脆弱な場合も多く、個々の状況に寄り添いながら、きめ細かな支援を行っていく必要があります。

社会的養護を必要とする子どもに対しては、心身ともに健やかに養育されるとともに、社会的養護を離れた後も社会に円滑に出ていけるよう、支援を行います。

ひとり親家庭に対しては、一人で生計の維持と家事育児の両方を担う保護者に対して、就労の安定に向けた支援を行うとともに、経済面や生活面からも家庭を支えていきます。

また、就学や就労など、社会参加や対人関係などに困難を抱える若者に対しては、個々の状況に寄り添いながら、自立に向けた支援を行っていきます。

【施策①】 社会的養護を必要とする子どもへの支援

社会的養護を必要とする全ての子どもが、適切に保護され、可能な限り家庭的な環境で養育されるよう、里親等の担い手の確保や、グループホームなどの施設の整備・充実を進めていきます。

また、社会的養護のもとで育つ子どもの進学や就労を、措置・委託中から支援するとともに、退所等の後も、生活基盤の確立に向けた相談や支援を必要に応じて継続し、社会的養護を経験した若者の自立を支えていきます。

《 主な事業・取組 》

| ＜ 新規・拡充 ＞ | | | | | | | 4-① |
|-----------|---|-----|-----|-----|-------|----|----------|
| 1 | 里親委託の推進 【拡充】 | | | | | | 子) 児童相談所 |
| | 里親委託の推進に向けた取組として、里親制度の普及啓発、登録里親数の増、研修・訪問支援等による里親養育の質の向上等に取り組みます。各支援機関と連携し、訪問等により里親への支援を強化します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| 2 | 社会的養護自立支援事業 【拡充】 | | | | | | 子) 児童相談所 |
| | 20歳到達により児童養護施設等の入所措置を解除された方等のうち、自立のため支援を継続して行うことが適当な場合に、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | ● | ● | | |

| ＜ 新規・拡充 ＞ | | | | | | | 4-① |
|-----------|---|-----|-----|-----|-------|------|----------|
| 3 | 児童相談体制の強化 ※再掲 施策1-② | | | | | 【拡充】 | 子) 児童相談所 |
| | 第3次札幌市児童相談体制強化プランに掲げる、専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。 また、同プランに基づき、専門職を計画的に配置するほか、第二児童相談所を設置します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

| ＜ 継続 ＞ | | | | | | | 4-① |
|--------|---|-----|-----|-----|-------|----|----------|
| 4 | 社会的養護体制整備事業 | | | | | | 子) 児童相談所 |
| | 児童養護施設の小規模化やグループホーム設置等を支援し、児童一人ひとりに配慮した養育ができる環境を整えます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 5 | 児童養護施設等体制強化事業 | | | | | | 子) 児童相談所 |
| | 社会的養護が必要な児童の受け皿を安定的に確保するために、児童養護施設等で働く職員の雇用にかかる経費等を補助し、業務軽減や人材確保を図ります。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 6 | 児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業 ※再掲 施策2-② | | | | | | 子) 児童相談所 |
| | 児童福祉施設等入所児童（里親委託児童を含む。）が、大学などに入学するため措置解除となる場合、60万円（年額）を限度額として措置解除後の生活費等を支給する取組を実施します（支給期間1年間）。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | ● | | |
| 7 | 児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援 ※再掲 施策1-② | | | | | | 子) 児童相談所 |
| | 児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18歳未満の児童虐待通報への対応のほか、関係部署と連携して、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など、児童に関する各種の相談支援を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | ● | | ● |
| 8 | 児童家庭支援センターにおける相談支援 ※再掲 施策1-② | | | | | | 子) 児童相談所 |
| | 児童家庭支援センターでは、地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っています。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | | | ● |

【施策②】ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の多くが家計に余裕がなく、今後の生活に不安を感じている割合が高い状況にあります。

ひとり親家庭の保護者に対しては、子育てをしながら、収入面・雇用面でより安定した職に就けるよう、資格の取得や就職・転職活動を支援します。併せて、手当等の給付や医療費の負担軽減などを着実に実施するほか、養育費の確保に向けた相談・支援を強化します。

また、生活環境の急変や学習・進学に対する支援などにより、家庭全体の暮らしを支えていきます。

《 主な事業・取組 》

| ＜ 新規・拡充 ＞ | | | | | | | 4-② |
|-----------|--|-----|-----|-------|-------|-----------|-----------|
| 1 | ひとり親家庭等医療費助成 【拡充】 | | | | | | 保) 保険医療部 |
| | ※再掲 施策3-③ | | | | | | |
| | ひとり親家庭の20歳未満の子どもの入院・通院及びひとり親家庭の親の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。 令和6年8月からは、新たに非課税世帯の親の通院にかかる医療費の助成を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者(20歳未満) | 保護者 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 2 | ひとり親家庭等養育費確保支援事業 【拡充】 | | | | | | 子) 子育て支援部 |
| | ひとり親家庭等の子どもに関する養育費の取決めや保証にかかる費用の一部を補助することにより、養育費の確保を支援します。 さらに、不払い発生時における強制執行手続きにかかる費用の一部も補助します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | | | | | | |
| | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 | |
| | | | | | | ● | |
| 3 | 母子生活支援施設運営 【拡充】 | | | | | | 子) 子育て支援部 |
| | 生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援します。 また、支援の実施にあたり、心理療法担当職員による相談支援の拡充や、妊婦支援等の機能強化について検討します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | | | | | | |
| | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 | |
| | ● | ● | ● | ● | | ● | |

| | | | | | | | |
|---|---|-----|-----|-----|-------|-----------|-----|
| 4 | ひとり親家庭自立支援給付金事業 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | ひとり親家庭の就業による経済的自立を促進するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練機関受講時にかかる授業料等の一部に対する給付金の支給 ・養成機関受講中の生活負担軽減のための給付金の支給 ・高等学校卒業程度認定試験受験等に対する給付金の支給 などの資格取得に関する支援を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | | ● | |
| 5 | ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付制度 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付けを行います。また、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、家賃相当の住宅資金貸付けを行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | | ● | |
| 6 | 児童扶養手当 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親または母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | ● | | ● | |
| 7 | 災害遺児手当 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 交通事故、労働災害等その他不慮の災害により、父、または母等を失った（重度障がいとなった場合を含む。）義務教育終了前の遺児を扶養する方に手当を支給するとともに、遺児が小・中学校等及び高等学校に入学する際または中学校等卒業後、就職する際に支度金を支給します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | ● | ● | | | ● | |
| 8 | 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等 12 種類の資金の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | | ● | |

| | | | | | | | |
|----|---|-----|-----|-----|-------|-----------|-----|
| 9 | 養育費確保の推進 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | 母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターによる養育費や面会交流に関する相談を実施します。 また、ホームページやSNS、パンフレット等の媒体を用いて、養育費や面会交流に関する広報・啓発活動を推進します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | | ● | |
| 10 | 母子・婦人相談員 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | ※再掲 施策1-② 各区に母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭等の抱える様々な課題に対して、きめ細やかな相談支援を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | | ● | |
| 11 | 札幌市ひとり親家庭支援センター | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | ひとり親家庭の一般的な生活相談をはじめ、専門家による法律相談等を実施するとともに、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | | ● | |
| 12 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | ひとり親家庭の親が、就職活動や疾病等により日常生活を営むのに支障がある場合などに家庭生活支援員を派遣し、生活援助を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | | ● | |
| 13 | ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | ※再掲 施策2-①、2-③ ひとり親家庭の小学3年生から中学生の子どもに大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を行うなど、ひとり親家庭が不安感を解消できる居場所を提供します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | | | | |
| 14 | ひとり親家庭への広報の充実 | | | | | 子) 子育て支援部 | |
| | ※再掲 施策1-③ ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに関する事など、必要な情報が確実に届くよう、SNSなども活用したプッシュ型の広報等に取り組みます。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | | ● | |

【施策③】 困難を抱える若者への支援

中学校卒業後に進路が決定していない若者や、高等学校を中退した若者に対して、高校卒業程度の学力の習得を支援するとともに、修学に困難を抱える高校生が修学を継続できるよう、関係機関が連携のうえ相談・支援を行います。

また、働くことに不安や悩みを抱えている若者に対しては、対人訓練や職場体験などのプログラムを実施し、就労を支援します。

ひきこもりやヤングケアラー、困難を抱える若年女性など、特に配慮を要する見えにくい困難を抱えている若者に対しては、発見し、つながりをつくったうえで、それぞれの状況に丁寧に寄り添いながら、必要な支援を届けていくアウトリーチ型の取組を進めていきます。

《 主な事業・取組 》

| ＜ 新規・拡充 ＞ | | | | | | | 4-③ |
|-----------|---|-----|-----|-----|-------|-----------|-----|
| 1 | ヤングケアラー支援推進事業 【拡充】 ※再掲 施策1-② | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | ヤングケアラーが安心して暮らし学ぶことができるよう、普及啓発、支援者向け研修を実施します。令和5年度以降、当事者同士の情報交換の場を拡充するとともに、専門相談窓口を開設するほか、家事援助などの支援を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● | |
| ＜ 継続 ＞ | | | | | | | 4-③ |
| 2 | 困難を有する若者への相談支援 ※再掲 施策1-② | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 若者支援施設において、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | ● | ● | | |
| 3 | 中学校卒業等への進路支援事業 | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 札幌市若者支援総合センターにおいて、中学校及び高等学校の卒業時や高等学校の中途退学時等の進路未定者に対し、進学や就労に向けた支援を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | ● | ● | | |
| 4 | 若者の社会的自立促進事業（学習支援） | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 学歴格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指す学習相談及び学習支援を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | ● | ● | | |

| | | | | | | | |
|----|--|-----|-----|-----|-------|-------------|-----|
| 5 | 公立夜間中学運営事業 | | | | | 教) 学校教育部 | |
| | 義務教育の年齢を超えている方で、中学校を卒業していない方、または、卒業していても不登校等の理由により、十分に学ぶことができなかつた方が学び直す場として、公立夜間中学である札幌市立星友館中学校の運営を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | ● | ● | | |
| 6 | 市立札幌大通高等学校における支援の充実 ※再掲 施策2-① | | | | | 教) 学校教育部 | |
| | 多様なニーズを有する大通高校の生徒に対して、企業や福祉機関等の外部機関と連携した学習支援や就労支援を行うとともに、海外帰国生徒等に対しては母語支援等を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | ● | | | |
| 7 | 社会体験機会創出事業 | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | ひきこもりやニート等困難を有する若者の職場体験やボランティア体験等の受入先となる企業の開拓等を行います。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | ● | ● | | |
| 8 | ワークトライアル事業 ※再掲 施策3-② | | | | | 経) 産業振興部 | |
| | 概ね 50 歳以下の求職者及び非正規社員を対象に、就職に必要な能力及び社会人基礎力を身につけてもらう研修や職場実習等を実施し、市内企業への正社員就職を支援します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | ● | ● | |
| 9 | 障がい者就労支援推進事業 | | | | | 保) 障がい保健福祉部 | |
| | 障がい者雇用を推進するため、関係機関と連携し、障がい者や企業等からの就労にかかる相談に応じるとともに、障がい者、福祉サービス事業所及び民間企業を対象としたセミナーや各種講座等を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | | | | ● | ● | |
| 10 | ひきこもり対策推進事業 ※再掲 施策1-② | | | | | 保) 障がい保健福祉部 | |
| | 「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもりの本人や家族からの電話や来所による相談対応や訪問支援を行うとともに、本人や家族の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を設置運営します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● | |

| | | | | | | | |
|----|--|-----|-----|-----|-------|-----------|-----|
| 11 | 困難を抱える若年女性支援事業 ※再掲 施策1-② | | | | | 子) 子ども育成部 | |
| | 様々な困難を抱えた若年女性を支援するため、アウトリーチ支援、一時的な居場所の提供、自立支援など、公的機関等への「つなぎ」を行う相談事業を実施します。 | | | | | | |
| | 妊娠出産期 | 乳幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生年代 | 若者 | 保護者 |
| | ● | | | | ● | ● | |

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 市内の推進体制

子どもの貧困や困難の背景には様々な社会的な要因が存在します。札幌市が子どもの貧困対策を進めるにあたっては、関係する部局がそれぞれ子どもの貧困対策の視点を持ち、組織横断的に計画を推進していきます。

(2) 様々な主体との連携による計画の推進

子どもの貧困対策は、行政の取組だけではなく、困難を抱える子どもや家庭の日常に関わる方や、専門的な支援を担う機関などとの共通認識のもとに進めていくことが大切です。

このため、市民、NPO 団体や地域団体など、子どもと関わる様々な関係者や関係機関と連携を図りながら計画を推進していきます。

2 成果指標の設定

計画に基づく事業等の取組の成果を客観的に把握するため、施策ごとに成果指標と目標値を設定します。

| 指標 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和9年度) |
|--|-------------------|----------------|
| 基本施策1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進 | | |
| 区役所の相談窓口で子育てや生活の相談ができることを知らなかった世帯の割合 | 3.5% (令和3年度) | 0% |
| スクールソーシャルワーカーの支援により、児童生徒の状況が改善したまたは改善に向かっている割合 | 83.4% | 90.0% |
| 基本施策2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進 | | |
| 「自分が必要とされている」と感じる児童生徒の割合 | 61.6% | 80.0% |
| 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 | 95.0% (令和5年3月) | 一般世帯の 進学率※ |
| 基本施策3 子育て家庭の生活を支える取組の推進 | | |
| 子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合 | 50.4% (令和3年度) | 40.0% |
| 子育てをされていて感じる「楽しさ」「大変さ」のうち、「楽しさの方が多い」子育て世帯の割合 | 63.1% | 70.0% |
| 基本施策4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進 | | |
| 要保護児童のうち、里親・ファミリーホームに委託される児童の割合 | 37.5% | 45% |
| 働いているひとり親家庭の親（母子家庭）のうち、正社員・正職員の割合 | 44.3% (令和3年度) | 55.0% |
| 札幌市若者支援施設の自立支援事業利用者のうち、就職・職業訓練など進路が決定した割合 | 33.3% | 40.0% |

※ 札幌市の一般世帯の進学率 令和4年3月：99.1%

3 計画の進行管理・評価

(1) 計画の進行管理

計画に位置づけた事業・取組は、毎年度、所管部局から報告を受けて進捗状況を確認します。

(2) 附属機関による評価の実施

第1次計画と同様に、この計画においても、附属機関である「札幌市子ども・子育て会議（児童福祉部会）」に毎年度の実施状況を報告し、評価や意見をいただきながら、今後の計画の推進やより良い施策の展開につなげていきます。

4 計画の見直し

今後、社会情勢の変化や国の新たな動きなどにより、計画の見直しを必要とする場合は、「札幌市子ども・子育て会議」の意見を聴いたうえで見直しを行うこととします。

